

令和5年3月27日

令和5年

第3回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

令和5年3月27日（月曜日）午後2時から

1 出席委員（6名）

小 黒 仁 史		教育長
三 留 利 夫	委 員	教育長職務代理者
弘 瀬 知江子	委 員	
高 橋 幸 子	委 員	
深 澤 佳 己	委 員	
北 内 英 章	委 員	

2 出席職員（6名）

教育総務部長		今 井 健太郎
参事（教育施設担当）		河原田 光
教育総務課長		政 木 純 也
学務課長		大 竹 豊 和
指導課長		早 川 隆 之
指導企画担当課長		細 田 真 司

3 日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 部課長の報告事項

日程第3 「議案審議」

第6号議案 大田区教育委員会が管理する個人情報保護に関する規則を廃止する規則

第7号議案 大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令

第8号議案 大田区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令

第9号議案 大田区教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する規則

第10号議案 大田区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

第11号議案 大田区立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

第12号議案 大田区教育財産管理規則の一部を改正する規則

第13号議案 大田区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則

第14号議案 大田区立学校講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第15号議案 第2期大田区教育 ICT 化推進計画の策定について

(午後2時00分開会)

○教育長

ただいまから、令和5年第3回大田区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、傍聴希望者がおります。

委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○教育長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または、拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力をよろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に北内委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第1は、「教育長の報告事項」でございます。

○教育長

私からは2点、ご報告申し上げます。

まず1点目は、ドイツのブレーメン市、アメリカのセーラム市への中学生の海外派遣を次年度から再開することを目指しておりますので、その下見に行っていました。それについて報告をさせていただきます。

3月11日から16日まで、ドイツは私と折田指導主事、管理係の水元で行っていました。アメリカは細田指導企画担当課長と古川統括指導主事、江袋指導主事の3人で、それぞれ分かれて行っていました。

この海外派遣はコロナ禍のために、3年間ほど中止をしておりましたので、再開にあたって安全性、現地の状況、協力要請も含めて、現地踏査という形で行かせていただきました。

私が行ったドイツのブレーメン市については、ハンブルグで総領事の方に来て、現地での調整等のお話をさせていただきました。

それから、1週間ほどと短いのですが、ホームステイが確実にできるかどうか、現地でホームステイの仲介をいただいているCASAという日本語学校の方とお会いしました。

幸いにも、その期間でもホームステイができるというような話がありました。

また、11月はまだ学期中ですので、現地の中学校にも訪問させていただいて、中学生同士での意見交流などができるか伺いました。校長先生も快く迎えていただきまして、ホームステイや観光に加えて、次年度は現地の中学生との交流を考えております。

実際に授業を見せていただくと、同じ中学でも日本と雰囲気は少し変わっているかなと思います。ICT等は随分活用して使っているのかなと思いますし、教室への出入りが授業中も自由というか、用事があって出ていくことがあって、日本の学校とはちょっと雰囲気が違いますが、そういう中学生同士が日本のことを英語でプレゼンテーションし、それについて意見交換することや、環境の問題などについても現地の中学生と交流できればと思っています。

実際に実施するとなると様々な課題もあるかと思いますが、十分に事前準備し、安全にも配慮しながら、来年の開始に向けて取り組んでいきたいと思っております。

2点目は、卒業式についてです。3月17日に中学校、3月23日に小学校の卒業式がございました。委員の皆さんにもそれぞれご参加いただいているかと思いますが、私は馬込中学校に行かせていただきました。来賓を招くことができ、通常の卒業式に近い形でやっていたのかなというふうに思います。在校生も参加しておりました。

北糀谷小学校では、在校生の5年生が参加していました。小学校のほうは、前日にWBCの決勝戦があって日本が優勝しましたので、それについてコメントさせていただきました。各会場で、それについて触れることもあったかもしれません。今年度はサッカーのワールドカップもあり、それと相通じるものがあると思いますので、そういったことを付け加えさせていただきました。

北糀谷小学校では、児童が呼名して卒業証書をもらう前に、将来の夢を語るのですね。2クラスで人数は少なかったのですが、一人一人がしっかりとお話をし、立派な態度だったと思いますし、その夢を語る姿が非常に印象的でございました。

それから、校長先生が、やはりWBCや大谷選手のことを交えながら、様々な問題や将来に向けてお話をされておりました。非常に内容が濃くて、良いお話でした。やはり教育者である校長先生のお話というのは本当に価値があるし、どの学校でも素晴らしい話が聞ければ、いい門出の言葉になるのではないかなと思ったところです。

卒業式は大変厳粛な形で、子どもたちにとって励みになる、素晴らしい行事であったと思ひまして、改めて学校教育関係の方々に感謝の気持ちが強くございます。

私からは以上になります。

何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○深澤委員

私は出雲中学校と羽田小学校の卒業式に参加しました。

北糀谷小学校と同じように、羽田小学校でも将来の私の夢というのを一人ずつ語っていましたが、子どもたちは、例えば「僕はトラックの運転手になりたい」だけではなく、「運転手になって世界中の人に夢を配りたい」というように、人や社会のためにこうしたという思いがあり、それが人権教育を重視している学校らしく、非常に素晴らしいところだと思いました。校長先生も「僕はトラック運転手になりたい」という生徒に対し、

「すてきな運転手さんになってね」と一言声をかけてくださって、キャッチボールになっているのですね。子どもたちが、ただ参加するのではなくて、自分たちで作っていく卒業式という雰囲気を感じ、温かくて、人生の節目を迎えた子どもたちにとっても非常に良い機会だというふうに思いました。

出雲中学校は小学校とは違って、これから社会に飛び立っていく、それぞれ進路がばらばらになってしまふところもあって、感極まっているお子さんも親御さんも非常に多かったのですが、それだけではなく先生が号泣だったのですね。若い先生だからというだけではなくて、生徒と先生の信頼関係が厚いを感じて、私ももらい泣きしてしまうような、非常に感動的な卒業式でした。

○高橋委員

まず、報告にありましたが、海外派遣が再開されるということで、子どもたちはとても楽しみにしていると思いますし、中学生の交流というのもとても充実した派遣になるのかなと嬉しく思っています。

卒業式は、糀谷中学校と都南小学校に伺いました。

子どもたちはマスクなしで参加しておりましたので、顔を一人ずつ見ることができて、初めて見るような感じで、とても嬉しく思いました。

糀谷中学校に関しては、母校の卒業式というまたとない機会をいただいて、ありがとうございました。

都南小では、やはり児童が抱負を言うのですが、何になりたいじゃなくて中学でどういう活躍をするか、どういうふうに中学生としてやっていくか、親に感謝とかもあって、みんな偉いなど感心しました。校長先生は理科の先生なので、下に降りて理科の実験をしたりして、あんまり成功したとは言えないのですけれども、心に残る思い出になるのかなと思って見ていました。

3月12日にヤングフェスーOh!!盛祭ーに参加しました。ステージでは中高生の発表がありましたが、初めての子もいて、緊張していたけれども、ここに出られて良かったという話をし、これからもいろんなところで披露したいと話していました。

料理対決は2チームしか出ていなかったのですけれども、サンドイッチの見た目審査というものに参加してきました。私はちょっと量が多そうなほうを選びました。あと手作りの遊びもやっていたのですけれども、それぞれ中学生が担当して、子どもたちに教えてくれて、みんな楽しんでいました。

○北内委員

私も卒業式に出席させていただきました。中学校は田園調布中学校、小学校は入新井第四小学校に行っていました。田園調布中学校の卒業生は、私が小学校でPTA会長をしていたときの5年生の子どもたちでした。大変立派に成長していて、感動しました。

先ほども話がありましたが、在校生、保護者、地域の来賓も出席され、ほぼコロナ禍前の通常の形で開催されました。児童・生徒も大きな声で応えていました。児童・生徒だけでなく先生たちも、コロナ禍で大変だったと思います。そういう中で立派に指導して、育ててくださった先生方に大変感謝しています。

○弘瀬委員

3月5日にカムカム新蒲田で行われました、大田区青少年表彰式に行ってきました。小さいときから地域に打ち解けているいろんなことに参加し、それに対して表彰されることは今後の励みにもなると思います。今後が楽しみです。

次に、12日にヤングフェスーOh!!盛祭ーに参加させていただきました。先ほど、高橋委員がおっしゃいましたように、ステージ上で、人数の多い団体や2、3人の団体もいましたけれども、とても楽しそうに、自分なりに表現を披露していました。

料理対決においては、2チームしか出ていなくて残念でした。もう少し参加者が多ければもっと良かったと思いました。

久しぶりに揚げパンを食べました。とっても懐かしい味がして、おいしかったです。

そのほか、雪谷中学校と徳持小学校の卒業式に行ってきました。

雪谷中学校では、曇り空で卒業式が終わるまで天気もってくれるかなと心配していましたが、雨も降らずに桜の花がとてもきれいでした。

全体の卒業式に出られなかった卒業生には、午後から一人一人を呼んで、校長室で卒業式と同じようにやるというお話をしてくださいました。

校長先生はすごく優しい眼差しで、にこにこしながら一人一人に声をかけるように卒業証書を渡していました。校長先生のお話の内容、そして最後に励ましの言葉があって、感激しました。

徳持小学校は朝から雨で、それでも桜がとてもきれいでした。徳持小学校は2名ほど欠席者がいました。小学校の6年間色々な思い出が残っているのだと思います。泣いているお子さんもいました。

袴をはいている女子、紋付袴をはいた男子がいました。それは、中学校では見られない光景でした。お母さんたちの思い出の詰まった、そんな卒業式でした。

小・中学校ともに大変素晴らしい卒業式でした。

○三留委員

私も卒業式の話をしていただきます。

私は蒲田中学校と池上小学校の卒業式に参加をいたしました。委員の皆さんがおっしゃるように、来賓を招いての卒業式というのは3年ぶりということで、校長先生も来賓を招いて卒業式ができて良かったという話をされていました。

今回の卒業生は、各委員からもありましたけれども、コロナ禍の影響を最も受けた子どもたちということで、どういうふうになるのかなと思っていたのですが、どちらの学校も、子どもたちが大変立派な態度で、感動的な素晴らしい卒業式だったと思います。

卒業式は、中学校では送辞、小学校では呼びかけをやるのですが、その一番の思い出として語られたのが、やはり移動教室とか修学旅行のことでした。

コロナ禍の中で大田区は早めに方針を決定して、感染防止策を徹底し移動教室や修学旅行などの宿泊行事をしっかりとやったことは良かったなと思いました。今後も、こういった児童・生徒ファーストで教育事業を行っていくということの大切さを感じました。

私も久しぶりに卒業する子どもたちの凛々しい姿を見て、感激をしたところです。

それから、一昨日、JHS 春風コンサートという大田区文化振興協会が主催しているコンサートに参加をしてきました。

この事業は、中学校の小規模な吹奏楽部の生徒たちの支援を目的として行われている取組です。そういう子達を一同に集めて、プロの指導者に半年間ついて指導してもらい、最後はアプリコのような大ホールでコンサートを行うという事業です。

小規模の吹奏楽部に所属する子どもたちは、なかなか活動の機会も得られないし、大きな舞台に立つことができにくいこともあり、良い機会になっていると思いました。プロの指導者が昨年8月からついて指導し、生徒が練習する様子をビデオで見たのですけれども、有意義な取組だと感じました。

短期間ですが、プロの演奏者の指導を受けながら練習してきたという自信を持って子どもたちが演奏していたように思います。音楽監督の話によりますと、野球少年が大谷選手に憧れるように、子どもたちがプロの演奏家に憧れて自己研鑽をしているとのことでした。

参加した生徒は、一流の演奏家と一緒に、生き生きと演奏していました。大田文化振興協会として、良い企画、取組をしていると思いました。

別件で、今後の教育の動向ということで話させていただきます。

今月の8日に、中央教育審議会から「次期教育振興基本計画について」の答申が出されましたので、このことに関わって、今後の大田区の教育政策について感じたところを述べさせていただきます。

今回の方針では、次期教育振興基本計画の基本的な概念として、二つのことが示されています。1点目は、2040年以降を見据えた持続可能な社会の作り手の育成。2点目は、日本社会に根差したウェルビーイングの向上。いずれも、今後の教育で大切にされなくてはいけないことだと私は捉えております。

教育政策に関する基本方針の中には、外国語教育の充実、インクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応、STEAM 教育の推進、共生社会の実現に向けた教育、ICT 活用による学び、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進などが示されています。

これらのことは、現在進められている大田区の教育の方向と合致すると私は思っています。大田区報の3月1日号に、令和5年度の予算案が載せられていますけれども、教育分野の重点分野の主な事業の中に、おおたグローバルコミュニケーション新設によるおおた国際協力推進校の指定や自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う環境整備などが挙げられています。これらのことはまさしく、新しい教育の方向と合致すると思っております。

第4期教育振興基本計画につながる今回の答申は、時代の変化に対応した新しい教育の方向を明確に示していると言えらると思っております。

答申では、教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向を示す羅針盤となるものとしています。

大田区の教育振興基本計画である、次期おおた教育ビジョン改定にあたっては、今回の答申の内容を十分参酌して、大田区の実態に合わせたものを作ってもらいたいと思っております。

○教育長

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。
それでは、日程第2について事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第2は、「部課長の報告事項」でございます。

○教育長

それでは、部課長の報告をよろしく申し上げます。

○指導課長

資料「令和5年度大田区立学校の研究校等について」をご覧ください。

大田区教育委員会の教育研究推進校は2年次に8校あります。11月10日、田園調布小学校から順次研究発表が予定されています。昨年度は各校1名の参加としておりましたが、今年度につきましては、今後の状況を見ながら拡大の方向で検討してまいります。

令和6年2月15日には、大田区における研究の成果を広く保護者にお伝えする、「おたの教育研究発表会」の開催を予定しております。

今年度指定の新規校は、下の表にお示しした8校です。学習指導要領の趣旨を踏まえ、本区の様々な教育課題の解決に向けた実践的な研究に取り組んでいただきます。

裏面に参りまして、そのほかに人権教育研究協力校3校、おたサイエンススクール1校、理科教育推進校4校、不登校対策実施校28校、生きる力を育むプログラム～大田区における特色ある教育の推進～事業実施校として5校を指定しております。さらに、「おたの未来づくり」の新設に向けた研究実践校15校、キャリア教育モデル校1校を指定しております。東京都教育委員会、文部科学省等が指定する研究校は2番、3番のとおりです。

いずれの研究も、実践的な研究を通して大きな成果が上がることを期待しております。

なお、各研究校には担当の指導主事を中心に、指導課も積極的に研究をサポートしてまいります。

○教育長

ただいまの報告に、ご意見またはご質問はいかがでしょうか。

○三留委員

今、各研究校の研究主題等を見せてもらいましたが、おた教育ビジョンにつながる、現代的な教育課題について研究する学校が多くて、その成果について期待をしているところです。

これまでも話したことがありますが、それぞれの学校では、実践はもちろん一番大切なのですが、しっかりした学校としての論理と解明のための手立てをしっかりと示して、それに即した研究ができるように、教育委員会として指導していただきたいと思っております。

○教育長

ほかにありますか。

○北内委員

ぜひ、推進をお願いします。学校だけでなく、教育委員会のからも指導・サポートをよろしく願いいたします。

この中で、小中一貫教育というのが新しい課題だと思いますので、ぜひ勉強させてください。

○教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、次の日程にうつります。

日程第3について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第3は「議案審議」です。

本日は、第6号議案から第15号議案までの計10件のご審議をお願いいたします。

それでは、議案を読み上げます。

第6号議案 大田区教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

第7号議案 大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令

第8号議案 大田区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令

第9号議案 大田区教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する規則

第10号議案 大田区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

第11号議案 大田区立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

第12号議案 大田区教育財産管理規則の一部を改正する規則

第13号議案 大田区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則

第14号議案 大田区立学校講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第15号議案 第2期大田区教育ICT化推進計画の策定について
以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長

それでは、ただいまの議案について、事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

私からは、第6号議案から第14号議案の9件について、ご説明をさせていただきます。

議案数が多いということもございますので、3件ずつ区切ってご説明し、ご承認・ご決定をいただくという流れで進めさせていただきます。

まず初めに、第6号議案についてご説明いたします。

第6号議案は、「大田区教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則」でございます。

こちらは、大田区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年4月1日施行）が制定され、区長等とともに教育委員会が、同規則において個人情報保護の実施機関として定められたことにより、重複する規程を整理するため、既存の教育委員会規則を廃止するというものでございます。

続いて、第7号議案と第8号議案の2件を一括してご説明いたします。

第7号議案「大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令」及び第8号議案「大田区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令」につきましては、令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律が自治体に直接適用されることにより、「大田区個人情報保護条例」を廃止し、新たに「大田区個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定したことに伴い、同条例に合わせて規程を整理するため、訓令を改正するというものでございます。

以上、6、7、8号議案についてご説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長

それでは、ただいまの報告についてご意見、ご質問はございますか。

○三留委員

今、教育総務課長から規則の廃止、訓令の改正について説明がございましたけれども、説明があったように、個人情報の保護に関する法律が、直接自治体に適用されるということに伴うものとなっております。

大田区情報公開条例が改正されたことに伴う廃止及び文言整理ということで、大きな変化がないと捉えております。

○教育長

よろしいですか。

それでは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長

それでは、第6、7、8号議案について、原案のとおり決定いたします。

それでは続けて、事務職員の説明を求めます。

○教育総務課長

続きまして、第9号議案から第11号議案までの3件についてご説明をさせていただきます。

第9号議案「大田区教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する規則」、第10号議案「大田区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令」及び第11号議案「大田区立学校文書管理規程の一部を改正する訓令」につきましては、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が自治体に直接適用されることによりまして、「大田区情報公開条例」が改正されたことに伴い、同条例に合わせて規程を整理するため、規則及び訓令の改正を行うというものでございます。

説明については以上でございます。以上3件についてご審議、ご決定をよろしくお願いいたします。

○教育長

ご意見、ご質問はありますでしょうか。

○三留委員

これについても文言整理とっております。例えば、情報開示にあたって「非開示」という言葉が耳慣れた言葉なのですが、今度は「不開示」というような言い方になるとか、根本法が変わったことによる修正と捉えております。

○教育長

それでは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは第9、10、11号議案について、原案のとおり決定いたします。

続けて事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

第12号議案から第14号議案までの3件についてご説明をさせていただきます。

第12号議案につきましては、「大田区教育財産管理規則の一部を改正する規則」でございます。

不登校特例校分教室（みらい学園中等部）の保管責任者を教育センター所長から区立学校長（御園中学校長）に変更するとともに、教育センター所長の担任区分を変更するため、規則改正を行うものでございます。

続きまして、第13号議案「大田区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

こちらは、地方公務員法の改正に伴う、60歳定年の引上げにより、令和5年4月1日から定年退職者の再任用短時間職員が定年前再任用短時間勤務職員に置きかわるため、本規則で引用する地方公務員法の参照条項を整理するため、改正を行うというものでございま

す。

最後は、第 14 号議案「大田区立学校講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

こちらは、大田区立学校講師につきましては、教育公務員特例法が適用される教員公務員として、大田区教育委員会が任命してございます。このたび、令和 5 年度設置予定の OGC（おおたグローバルコミュニケーション科）で教鞭を執るグローバルコミュニケーションティーチャーも、この大田区立学校講師の枠組みに入れることに伴いまして、職務免除等に関する規程を整理するため、改正を行うというものでございます。

12、13、14 号の 3 件の説明は以上でございます。ご審議、ご決定をよろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまのご説明にご意見、ご質問はございますか。

○三留委員

組織編成の変更や新しい職の新設などによる変更で、実態に合わせた改正と捉えております。

○教育長

それでは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長

それでは第 12、13、14 号議案について、原案のとおり決定いたします。

続けて、事務局職員の説明を求めます。

○指導企画担当課長

私から、第 15 号議案「第 2 期大田区教育 ICT 化推進計画の策定について」ご説明させていただきます。

まず、現行の大田区教育 ICT 化推進計画が今年度末をもって終了します。そのため、令和 5 年度以降の、大田区における教育の ICT 化を推進するために次の計画を策定するものでございます。

現行の計画は、一人 1 台のタブレット端末環境の早期実現を大きな目標としており、小学校では令和 3 年 2 月に、中学校では令和 3 年 5 月に、その環境整備を完了しております。第 2 期の計画の策定にあたっては、現行計画の取組状況を検証するとともに、今後の学校教育の情報化の方向性へ柔軟に対応するため、昨年末に国が策定した学校教育情報化推進計画を参考とし、庁内関係課や ICT 教育を代表する学校管理職の皆様等から各種ご意見をいただいております。

基本方針は児童、生徒、教員、環境整備推進体制と校務改善の視点から、四つの柱立て

に再編しました。方針に基づき実施する各種取組は、整備された環境を児童・生徒のために効果的に活用することについてまとめてあります。

計画期間は令和5年度から9年度までの5年間としましたが、ICT技術の進展の速度や国や都が示す教育の情報化へ適切に対応するため、必要に応じ、3年を目途に適宜見直しを図っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議、ご決定のほどよろしく願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問はありますか。

○北内委員

コロナ禍の中で、ICT端末や環境を整えてくださり、ありがとうございました。今後もこの新しい来年度からの計画で、さらにICTを活用する方向で進めていただきたいと思います。

ぜひよろしく願いいたします。

○三留委員

前回の計画に比べて、大分内容が整理され、必要なことも網羅されたと思います。この計画で進めていただくことで良いのではないかと思います。

○深澤委員

令和3年度に一人1台タブレット端末の環境が整って、その後加速度的に教育におけるICT化というのが進んできたように思います。

ただ、これまでいろいろな課題が見えてきたこともありまして、今回の推進計画では、それらの課題や問題点を重点的に整理されたものであると理解しております。特に、学校間で情報活用能力に差が生じないように底上げを図るという点や、情報モラルに関する知識を十分身につけることが必要であるという点が挙げられます。健康面への配慮などは教育委員会でもかなり議論がされてきたものであって、これからの課題としても今後取り組んでいくということなので、私はこの推進計画については賛同したいと考えております。

○教育長

よろしいでしょうか。

それでは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、第15号議案につきまして、原案のとおりとさせていただきます。

これをもちまして、令和5年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

(午後2時41分閉会)

<教育長の報告事項>

<部課長の報告事項>

教育総務部長

参事（教育施設担当）

教育総務課長

教育施設担当課長

副参事（教育地域力担当）

副参事（施設調整担当）

学務課長

指導課長 令和5年度大田区立学校の研究校等について

指導企画担当課長

学校支援担当課長

副参事（法務担当）

教育センター所長

幼児教育センター所長

大田図書館長

<議案審議>

第6号議案 大田区教育委員会が管理する個人情報保護に関する規則を廃止する規則

第7号議案 大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令

第8号議案 大田区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令

第9号議案 大田区教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する規則

第10号議案 大田区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

第11号議案 大田区立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

第12号議案 大田区教育財産管理規則の一部を改正する規則

第13号議案 大田区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則

第14号議案 大田区立学校講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第15号議案 第2期大田区教育 ICT 化推進計画の策定について

令和 5 年 3 月 27 日

令和 5 年第 3 回教育委員会定例会日程

日程第 1 教育長の報告事項

日程第 2 部課長の報告事項

日程第 3 議案審議

第 6 号議案 大田区教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

第 7 号議案 大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令

第 8 号議案 大田区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令

第 9 号議案 大田区教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する規則

第 10 号議案 大田区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

第 11 号議案 大田区立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

第 12 号議案 大田区教育財産管理規則の一部を改正する規則

第 13 号議案 大田区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則

第 14 号議案 大田区立学校講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第 15 号議案 第 2 期大田区教育 ICT 化推進計画の策定について

令和5年度 大田区立学校の研究校等について

令和5年4月6日

1 大田区教育委員会の研究校

(1) 教育研究推進校<2年次8校>

学校名	研究主題	担当指導主事 発表会実施日
大森第三小学校	未来をつくる健康教育 ～生涯にわたって健康を保持、増進する資質・能力の育成～	浅羽 R5.11.14
田園調布小学校	自己の学習課題を見だし、粘り強く解決しようとする児童の育成 ～「できる・分かる」の積み重ねを通して～	原口 R5.11.10
洗足池小学校	未来社会を創造的に生きる子どもの育成 ～「未来創造プログラム」作成のためのカリキュラム・マネジメントを通して～	村松 R5.12.7
矢口小学校	地域とともに生きる児童の育成 ～地域財発掘からのカリキュラム開発～	清水 R5.11.27
相生小学校	児童一人ひとりの「自己へのはたらきかけ」と「他者へのはたらきかけ」の育成 ～道徳科、特別活動、体育科の指導を通して～	江袋 R6.2.5
南蒲小学校	自尊感情を高め、学級や学校で主体的に取り組む児童の育成 ～キャリア教育を通じた指導の工夫～	遠藤 R6.1.26
大森第六中学校	持続可能な社会を構築する担い手の育成を目指して ～未来を創造するコンピテンシーとは～	宮澤 R6.1.29
蓮沼中学校	いじめの未然防止・不登校（傾向）生徒へのさらなる対応のために ～協働学習を通じた学び合う教室づくり～	折田 R6.1.30

(2) 教育研究推進校<1年次8校>

学校名	研究主題	担当指導主事
大森東小学校	豊かな国際感覚を身に付けたグローバル人材の育成	江袋
山王小学校	自ら学び、問題を解決しようとする児童の育成 ～「おおたの未来づくり」に向けた授業づくりを通して～	村松
清水窪小学校	科学大好きな子どもを育てる ～サイエンスコミュニケーション科の学習を通して～	原口
北糺谷小学校	主体的に取り組む児童の育成 ～キャリア教育の実践と評価～	清水
萩中小学校	指導の工夫を明確にした理科授業の実践 ～大田区理科教育推進拠点校としての取組を通して～	折田
雪谷中学校	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた生徒用タブレット活用の工夫	宮澤
志茂田小学校	令和の日本型学校教育の実現に向けた小中一貫教育の推進	浅羽
志茂田中学校		遠藤

- (3) 人権教育研究協力校 入新井第二小 糀谷小 糀谷中 (担当指導主事 遠藤)
- (4) おおたサイエンススクール 清水窪小 (担当指導主事 原口)
- (5) 理科教育推進校 清水窪小 入新井第一小
萩中小 南六郷小 (担当指導主事 原口)
- (6) 不登校対策実施校 中学校 全 28 校 (担当指導主事 折田)
- (7) 生きる力をはぐくむプログラム～大田区における特色ある教育の推進～事業実施校
入新井第五小 赤松小 清水窪小
馬込中 大森第六中 (担当指導主事 折田)
- (8) 大田区教育委員会独自教科新設に向けた研究実践校
大森第五小 大森東小
入新井第一小 調布大塚小
久原小 小池小
赤松小 東糀谷小
北糀谷小 中萩中小
出雲小 志茂田小
東六郷小 矢口小
道塚小 (担当指導主事 遠藤)
- (9) キャリア教育モデル校 南蒲小 (担当指導主事 清水)

2 東京都教育委員会の研究校

研究	学校名	担当指導主事 発表会実施日
学校と家庭の連携推進校	糀谷小 大森第三中	折田
人権尊重教育推進校	蒲田小 羽田小	清水・遠藤 R6. 1. 23 (羽田小)
小学校教科担任制等推進校	池上小	折田
地域人材・資源活用推進校	入新井第一小	宮澤

3 文部科学省等の研究校 教育課程実践検証協力校

入新井第五小 松仙小 北糀谷小 萩中小

第6号議案

大田区教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則
上記の議案を提出する。

令和5年3月27日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則
大田区教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則（平成11年教育委員
会規則第2号）は、廃止する。

付 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、廃止前の大田区教育委員会が管理する個人情報の保護
に関する規則第7条の規定により行われた開示等の請求で、当該請求について
決定をしていないものについては、大田区個人情報の保護に関する法律施行条
例施行規則（令和5年規則第9号）の相当規定により自己情報の開示等の請求
が行われたものとみなす。

（提案理由）

大田区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定に伴い、重複する
規定を整理するため、規則を廃止する必要があるので、この案を提出する。

第7号議案

大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令
上記の議案を提出する。

令和5年3月27日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令
大田区教育委員会事務局事案決定手続規程（平成13年教育委員会訓令甲第14号）
の一部を次のように改正する。

第5条第2項第26号及び第3項第12号中「自己情報」を「保有個人情報」に改
める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の改正及び大田区個人情報の保護に関する法律施
行条例の制定に伴い、規定を整理するため、訓令を改正する必要があるので、こ
の案を提出する。

大田区教育委員会事務局事案決定手続規程（平成13年教育委員会訓令甲第14号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区教育委員会事務局事案決定手続規程</p> <p>平成13年6月1日 教育委員会訓令甲第14号</p> <p>第1条から第4条まで（現行のとおり） （決定対象事案）</p> <p>第5条（現行のとおり）</p> <p>2 部長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。 （1）から（25）まで（現行のとおり） （26）公文書の開示（任意的開示を含む。）及び<u>保有個人情報</u>の開示等のうち、異例に属するものの可否を決定すること。ただし、事前に総務部総務課長に協議すること。 （27）（現行のとおり）</p> <p>3 課長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。 （1）から（11）まで（現行のとおり） （12）公文書の開示及び<u>保有個人情報</u>の開示等の可否を決定すること。 （13）から（28）まで（現行のとおり）</p> <p>4（現行のとおり）</p> <p>第6条から第16条まで（現行のとおり）</p> <p><u>付 則</u> <u>この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○大田区教育委員会事務局事案決定手続規程</p> <p>平成13年6月1日 教育委員会訓令甲第14号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （決定対象事案）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 部長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。 （1）から（25）まで（略） （26）公文書の開示（任意的開示を含む。）及び<u>自己情報</u>の開示等のうち、異例に属するものの可否を決定すること。ただし、事前に総務部総務課長に協議すること。 （27）（略）</p> <p>3 課長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。 （1）から（11）まで（略） （12）公文書の開示及び<u>自己情報</u>の開示等の可否を決定すること。 （13）から（28）まで（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第6条から第16条まで（略）</p>

第8号議案

大田区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令
上記の議案を提出する。

令和5年3月27日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令

大田区立学校事案決定規程（平成12年教育委員会訓令甲第19号）の一部を次の
ように改正する。

別表4の項中「自己情報」を「保有個人情報」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の改正及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、規定を整理するため、訓令を改正する必要があるので、この案を提出する。

大田区立学校事案決定規程（平成12年教育委員会訓令甲第19号）新旧対照表

新					旧				
<p>○大田区立学校事案決定規程 平成12年6月26日 教育委員会訓令甲第19号 第1条から第15条まで（現行のとおり） 付 則 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。 別表（第4条関係）</p>					<p>○大田区立学校事案決定規程 平成12年6月26日 教育委員会訓令甲第19号 第1条から第15条まで（略） 別表（第4条関係）</p>				
件名	区分	校長決定	副校長決定		件名	区分	校長決定	副校長決定	
1から3まで（現行のとおり）					1から3まで（略）				
4 学 校 事 務 の 管 理 に 関 す る こ と。	(1) 文 書 の 管 理 に 関 す る こ と。	1 及び 2（現 行 の と お り） 3 公文書 の 開 示（任 意 的 開 示 を 含 む。） <u>保有個人情報</u> の 開 示 等 に 関 す る こ と。た だ し、 教 育 総 務 部 教 育 総 務 課 長 に 協 議 す る こ と。 4 及び 5（現 行 の と お り）	1 から 3 ま で（現行の と お り）		4 学 校 事 務 の 管 理 に 関 す る こ と。	(1) 文 書 の 管 理 に 関 す る こ と。	1 及 び 2 （略） 3 公文書 の 開 示（任 意 的 開 示 を 含 む。） <u>自己情報</u> の 開 示 等 に 関 す る こ と。 た だ し、教 育 総 務 部 教 育 総 務 課 長 に 協 議 す る こ と。 4 及 び 5 （略）	1 から 3 ま で（略）	
(2)から(6)まで（現行のとおり）					(2)から(6)まで（略）				
備考（現行のとおり）					備考（略）				

第9号議案

大田区教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月27日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する
規則

大田区教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則（昭和60年教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に改める。

第3条第3項中「第7条第5項」を「第7条第4項」に改め、同条第4項中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に改める。

第4条第1号中「公文書任意的開示・非開示決定通知書」を「公文書任意的開示・不開示決定通知書」に改める。

第5条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、公文書の開示を受ける者は、前2条の規定による決定通知書を提示しなければならない。

第5条第3項及び第4項を次のように改める。

3 電磁的記録についての公文書の開示は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

- (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録
当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの
交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

4 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

第5条に次の1項を加える。

5 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、教育委員会は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

第10条中「次の各号に掲げるもの」を「大田区教育委員会文書管理規程（平成10年教育委員会訓令甲第1号）に基づく文書目録その他教育委員会が別に定める資料」に改め、同条各号を削る。

別記第5号様式中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に改める。

別記第6号様式の2中「第7条第5項」を「第7条第4項」に改める。

別記第7号様式中「公文書任意的開示・非開示決定通知書」を「公文書任意的開示・不開示決定通知書」に改める。

付 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条及び第4条の規定は、この規則の施行の日以降に請求又は申出を受理したものから適用し、同日前に請求又は申出を受理したものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

大田区情報公開条例の改正に伴い、規定を整理するため、規則を改正する必要

があるので、この案を提出する。

大田区教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則（昭和60年教育委員会規則第26号）

新旧対照表

新	旧
<p>○大田区教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則</p> <p>昭和60年12月26日 教育委員会規則第26号</p> <p>第1条及び第2条（現行のとおり） （通知書の様式）</p> <p>第3条 条例第7条第4項の規定による決定の通知を書面により行う場合の通知書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）及び（2）（現行のとおり）</p> <p>（3） 公文書の開示をしない場合 <u>公文書不開示決定通知書</u>（別記第5号様式）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 条例<u>第7条第4項</u>の規定により、公文書の不存在についての通知をするときは、公文書不存在通知書（別記第6号様式の2）による。</p> <p>4 条例第11条の2の規定により、開示の請求を拒否する場合において、これを書面で行うときは、第1項第3号の<u>公文書不開示決定通知書</u>により、請求者に通知するものとする。</p> <p>第4条 公文書の任意的な開示の申出に対し、決定通知を書面により行う場合の通知書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 公文書の開示をする場合（一部を開示する場合を含む。）又は公文書の開示をしない場合 <u>公文書任意的開示・不開示決定通知書</u>（別記第7号様式）</p> <p>（2）（現行のとおり） （開示の方法等）</p> <p>第5条 公文書の開示（任意的な開示の場合を含む。以下同じ。）は、当該公文書を管理する課において職員の立会いのもとに行うものとする。<u>この場合において、公文書の開示を受ける者は、前2条の規定による決定通知書を提示しなければならない。</u></p>	<p>○大田区教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則</p> <p>昭和60年12月26日 教育委員会規則第26号</p> <p>第1条及び第2条（略） （通知書の様式）</p> <p>第3条 条例第7条第4項の規定による決定の通知を書面により行う場合の通知書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3） 公文書の開示をしない場合 <u>公文書非開示決定通知書</u>（別記第5号様式）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例<u>第7条第5項</u>の規定により、公文書の不存在についての通知をするときは、公文書不存在通知書（別記第6号様式の2）による。</p> <p>4 条例第11条の2の規定により、開示の請求を拒否する場合において、これを書面で行うときは、第1項第3号の<u>公文書非開示決定通知書</u>により、請求者に通知するものとする。</p> <p>第4条 公文書の任意的な開示の申出に対し、決定通知を書面により行う場合の通知書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 公文書の開示をする場合（一部を開示する場合を含む。）又は公文書の開示をしない場合 <u>公文書任意的開示・非開示決定通知書</u>（別記第7号様式）</p> <p>（2）（略） （開示の方法等）</p> <p>第5条 公文書の開示（任意的な開示の場合を含む。以下同じ。）は、当該公文書を管理する課において職員の立会いのもとに行うものとする。</p>

新	旧
2 (現行のとおり)	2 (略)
3 <u>電磁的記録についての公文書の開示は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法とする。</u>	3 <u>電磁的記録(ビデオテープ及び録音テープを除く。以下この条において同じ。)についての公文書の開示は、当該電磁的記録を通常の事務処理の方法で印字装置を用いて出力したものの閲覧又は交付により行う。</u>
(1) <u>録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付</u>	<u>(新設)</u>
(2) <u>前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付</u>	<u>(新設)</u>
4 <u>前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。</u>	4 <u>前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。</u>
5 <u>前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、教育委員会は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。</u>	<u>(新設)</u>
第6条から第9条の2まで (現行のとおり) (公文書目録等の作成)	第6条から第9条の2まで (略) (公文書目録等の作成)
第10条 条例第17条の規定による公文書目録等は、 <u>大田区教育委員会文書管理規程(平成10年教育委員会訓令甲第1号)に基づく文書目録その他教育委員会が別に定める資料</u> とする。	第10条 条例第17条の規定による公文書目録等は、 <u>次の各号に掲げるもの</u> とする。
<u>(削除)</u>	(1) <u>東京都大田区教育委員会文書編集保存規程(昭和60年教育委員会訓令甲第15号)に基づく文書分類表</u>
<u>(削除)</u>	(2) <u>大田区教育委員会文書管理規程(平成10年教育委員会訓令甲第1号)に基づく文書目録</u>
<u>(削除)</u>	(3) <u>その他教育委員会が別に定める資</u>

新	旧
<p>第11条（現行のとおり）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第3条及び第4条の規定は、この規則の施行の日以降に請求又は申出を受理したものから適用し、同日前に請求又は申出を受理したものについては、なお従前の例による。</u></p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）から第4号様式（第3条関係）まで（現行のとおり）</p> <p><u>第5号様式（第3条関係）（一部改正）</u></p> <p>第6号様式（第3条関係）（現行のとおり）</p> <p><u>第6号様式の2（第3条関係）（一部改正）</u></p> <p><u>第7号様式（第4条関係）（一部改正）</u></p> <p>第8号様式（第4条関係）及び第9号様式（第9条の2関係）（現行のとおり）</p>	<p><u>料</u></p> <p>第11条（略）</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）から第4号様式（第3条関係）まで（略）</p> <p><u>第5号様式（第3条関係）</u></p> <p>第6号様式（第3条関係）（略）</p> <p><u>第6号様式の2（第3条関係）</u></p> <p><u>第7号様式（第4条関係）</u></p> <p>第8号様式（第4条関係）及び第9号様式（第9条の2関係）（略）</p>

第5号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

公文書不開示決定通知書

様

大田区教育委員会 印

年 月 日付けで受理した公文書の開示請求に対して、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

公文書の件名又は内容	
開示することができない理由	大田区情報公開条例第9条第2項第 号に該当
開示できる予定の期限	当該公文書は、 年 月 日以後であれば開示できますので、同日以後改めて開示請求をしてください。
担 当 課	

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、大田区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日公文書非開示決定通知書

様

大田区教育委員会 印

年 月 日付けで受理した公文書の開示請求に対して、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

公文書の件名又は内容	
開示することができない理由	大田区情報公開条例第9条第2項第 号に該当
開示できる予定の期限	当該公文書は、 年 月 日以後であれば開示できますので、同日以後改めて開示請求をしてください。
担 当 課	

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、大田区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式の2 (第3条関係)

第 号
年 月 日

公文書不存在通知書

様

大田区教育委員会宛

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求・申出については、該当する公文書がありませんので大田区情報公開条例第7条第4項の規定により通知します。

請求の内容	
不存在理由	
担当課	
備考	

注1 この処分（大田区情報公開条例第15条の規定に基づく任意的な開示の申出に係るものを除く。以下同じ。）に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、大田区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式の2 (第3条関係)

第 号
年 月 日

公文書不存在通知書

様

大田区教育委員会宛

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求・申出については、該当する公文書がありませんので大田区情報公開条例第7条第5項の規定により通知します。

請求の内容	
不存在理由	
担当課	
備考	

注1 この処分（大田区情報公開条例第15条の規定に基づく任意的な開示の申出に係るものを除く。以下同じ。）に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、大田区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式 (第4条関係)

第 号
年 月 日

公文書任意的開示・不開示決定通知書

様

大田区教育委員会 印

年 月 日付で受理した公文書の開示申出に対して、次のとおり
全部・一部開示する
開示しない ことと決定したので通知します。

公文書の件名又は内容	
開示の方法	閲覧 視聴 写しの交付
開示することができない場合 その理由	大田区情報公開条例第9条第2項第 号に該当
開示の日時及び場所	年 月 日 午前 時から 午前 時までの間に 午後 午後 時までの間に ()にお越しください。
担当課	

注1 来庁の際には、この通知書を係員に提示してください。

2 上記の日時に来られない場合は、事前に担当課まで連絡してください。

処 理 欄	写しの枚数 枚 費用 円 郵送料 円
-------	-----------------------

第7号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

公文書任意的開示・非開示決定通知書

様

大田区教育委員会 印

年 月 日付で受理した公文書の開示申出に対して、次のとおり
全部・一部開示する
開示しない ことと決定したので通知します。

公文書の件名又は内容	
開示の方法	閲覧 視聴 写しの交付
開示することができない場合 その理由	大田区情報公開条例第9条第2項第 号に該当
開示の日時及び場所	年 月 日 午前 時から 午前 時までの間に 午後 午後 時 ()にお越しください。
担当課	

注1 来庁の際には、この通知書を係員に提示してください。

2 上記の日時に来られない場合は、事前に担当課まで連絡してください。

処 理 欄	写しの枚数 枚 費用 円 郵送料 円
-------	-----------------------

第10号議案

大田区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令
上記の議案を提出する。

令和5年3月27日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令
大田区教育委員会文書管理規程（平成10年教育委員会訓令甲第1号）の一部を
次のように改正する。

第31条第3項中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

別記第11号様式中「非開示」を「不開示」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の大田区教育委員会文書管理規程別記第11号様式により起案されている起案様式は、改正後の大田区教育委員会文書管理規程別記第11号様式により起案された起案様式とみなす。

（提案理由）

大田区情報公開条例の改正に伴い、規定を整理するため、訓令を改正する必要があるため、この案を提出する。

大田区教育委員会文書管理規程（平成10年教育委員会訓令甲第1号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区教育委員会文書管理規程 平成10年3月31日 教育委員会訓令甲第1号</p> <p>第1条から第30条まで（現行のとおり） （保存文書の廃棄）</p> <p>第31条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 第1項の規定による廃棄は、溶解、焼却その他適切な方法により行わなければならない。この場合において、当該保存文書に、大田区情報公開条例（昭和60年条例第51号）第9条第2項各号に規定する 不開示情報 が記録されているときは、当該 不開示情報 が外部に漏れることのないように配慮するものとする。 （電子文書の保存等）</p> <p>第31条の2（現行のとおり） 第31条の3（現行のとおり） 第32条及び第33条（現行のとおり）</p> <p>付 則</p> <p><u>1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この訓令の施行の際現に改正前の大田区教育委員会文書管理規程別記第11号様式により起案されている起案様式は、改正後の大田区教育委員会文書管理規程別記第11号様式により起案された起案様式とみなす。</u></p> <p>第3号様式（第9条、第20条関係）から第10号様式（第12条、第13条関係）まで（現行のとおり）</p> <p>第11号様式（一部改正）</p> <p>第12号様式（第25条関係）及び第13号様式（第27条関係）（現行のとおり）</p>	<p>○大田区教育委員会文書管理規程 平成10年3月31日 教育委員会訓令甲第1号</p> <p>第1条から第30条まで（略） （保存文書の廃棄）</p> <p>第31条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定による廃棄は、溶解、焼却その他適切な方法により行わなければならない。この場合において、当該保存文書に、大田区情報公開条例（昭和60年条例第51号）第9条第2項各号に規定する 非開示情報 が記録されているときは、当該 非開示情報 が外部に漏れることのないように配慮するものとする。 （電子文書の保存等）</p> <p>第31条の2（略） 第31条の3（略） 第32条及び第33条（略）</p> <p>第3号様式（第9条、第20条関係）から第10号様式（第12条、第13条関係）まで（略）</p> <p>第11号様式（第15条関係）</p> <p>第12号様式（第25条関係）及び第13号様式（第27条関係）（略）</p>

第 11 号議案

大田区立学校文書管理規程の一部を改正する訓令
上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 27 日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区立学校文書管理規程の一部を改正する訓令
大田区立学校文書管理規程（平成12年教育委員会訓令甲第20号）の一部を次の
ように改正する。

別記第 5 号様式中「非開示」を「不開示」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の大田区立学校文書管理規程別記第 5 号様式により起案されている起案様式は、改正後の大田区立学校文書管理規程別記第 5 号様式により起案された起案様式とみなす。

（提案理由）

大田区情報公開条例の改正に伴い、規定を整理するため、訓令を改正する必要があるため、この案を提出する。

大田区立学校文書管理規程（平成12年教育委員会訓令甲第20号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区立学校文書管理規程 平成12年6月26日 教育委員会訓令甲第20号 第1条から第28条まで（現行のとおり）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この訓令の施行の際現に改正前の大田区立学校文書管理規程別記第5号様式により起案されている起案様式は、改正後の大田区立学校文書管理規程別記第5号様式により起案された起案様式とみなす。</u></p> <p>別表（第8条関係）（現行のとおり） 別記第1号様式（第7条、第10条、第19条関係）から第4号の2様式（第7条、第10条関係）まで（現行のとおり）</p> <p><u>第5号様式（一部改正）</u></p> <p>第6号様式（第23条の2関係）（現行のとおり）</p>	<p>○大田区立学校文書管理規程 平成12年6月26日 教育委員会訓令甲第20号 第1条から第28条まで（略）</p> <p>別表（第8条関係）（略） 別記第1号様式（第7条、第10条、第19条関係）から第4号の2様式（第7条、第10条関係）まで（略）</p> <p><u>第5号様式（第11条関係）</u></p> <p>第6号様式（第23条の2関係）（略）</p>

第12号議案

大田区教育財産管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月27日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区教育財産管理規則の一部を改正する規則

大田区教育財産管理規則（昭和51年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表教育センター所長の項中「不登校特例校分教室」を「教育センター」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

不登校特例校分教室の保管責任者及び教育センター所長の担任区分を変更するため、規則を改正する必要があるので、この案を提出する。

大田区教育財産管理規則（昭和51年教育委員会規則第15号）新旧対照表

新	旧																												
<p>○大田区教育財産管理規則</p> <p>昭和51年11月1日 教育委員会規則第15号</p> <p>第1条から第25条まで（現行のとおり）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管責任者</th> <th>担任区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>教育委員会事務局に属する財産 （他に属する財産を除く。）</td> </tr> <tr> <td>学務課長</td> <td>校外施設及びこれに付帯する財産</td> </tr> <tr> <td>指導課長</td> <td>指導課分室及びこれに付帯する財産</td> </tr> <tr> <td>教育センター 一所長</td> <td><u>教育センター</u>及びこれに付帯する財産</td> </tr> <tr> <td>大田図書館 長</td> <td>区立図書館及びこれらに付帯する財産</td> </tr> <tr> <td>区立学校長</td> <td>当該学校及びこれに付帯する財産</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（現行のとおり）</p>	保管責任者	担任区分	教育総務課長	教育委員会事務局に属する財産 （他に属する財産を除く。）	学務課長	校外施設及びこれに付帯する財産	指導課長	指導課分室及びこれに付帯する財産	教育センター 一所長	<u>教育センター</u> 及びこれに付帯する財産	大田図書館 長	区立図書館及びこれらに付帯する財産	区立学校長	当該学校及びこれに付帯する財産	<p>○大田区教育財産管理規則</p> <p>昭和51年11月1日 教育委員会規則第15号</p> <p>第1条から第25条まで（略）</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管責任者</th> <th>担任区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>教育委員会事務局に属する財産 （他に属する財産を除く。）</td> </tr> <tr> <td>学務課長</td> <td>校外施設及びこれに付帯する財産</td> </tr> <tr> <td>指導課長</td> <td>指導課分室及びこれに付帯する財産</td> </tr> <tr> <td>教育センター 一所長</td> <td><u>不登校特例校分教室</u>及びこれに付帯する財産</td> </tr> <tr> <td>大田図書館 長</td> <td>区立図書館及びこれらに付帯する財産</td> </tr> <tr> <td>区立学校長</td> <td>当該学校及びこれに付帯する財産</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	保管責任者	担任区分	教育総務課長	教育委員会事務局に属する財産 （他に属する財産を除く。）	学務課長	校外施設及びこれに付帯する財産	指導課長	指導課分室及びこれに付帯する財産	教育センター 一所長	<u>不登校特例校分教室</u> 及びこれに付帯する財産	大田図書館 長	区立図書館及びこれらに付帯する財産	区立学校長	当該学校及びこれに付帯する財産
保管責任者	担任区分																												
教育総務課長	教育委員会事務局に属する財産 （他に属する財産を除く。）																												
学務課長	校外施設及びこれに付帯する財産																												
指導課長	指導課分室及びこれに付帯する財産																												
教育センター 一所長	<u>教育センター</u> 及びこれに付帯する財産																												
大田図書館 長	区立図書館及びこれらに付帯する財産																												
区立学校長	当該学校及びこれに付帯する財産																												
保管責任者	担任区分																												
教育総務課長	教育委員会事務局に属する財産 （他に属する財産を除く。）																												
学務課長	校外施設及びこれに付帯する財産																												
指導課長	指導課分室及びこれに付帯する財産																												
教育センター 一所長	<u>不登校特例校分教室</u> 及びこれに付帯する財産																												
大田図書館 長	区立図書館及びこれらに付帯する財産																												
区立学校長	当該学校及びこれに付帯する財産																												

第 13 号議案

大田区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 27 日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則
大田区教育委員会非常勤職員に関する規則（平成15年教育委員会規則第10号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、規定を整理するため、規則を改正する必要がある
ので、この案を提出する。

大田区教育委員会非常勤職員に関する規則（平成15年教育委員会規則第10号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区教育委員会非常勤職員に関する規則</p> <p>平成15年11月4日 教育委員会規則第10号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、大田区教育委員会（以下「委員会」という。）の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の任用等について、別に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第7条まで（現行のとおり）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表（第2条関係）（現行のとおり）</p>	<p>○大田区教育委員会非常勤職員に関する規則</p> <p>平成15年11月4日 教育委員会規則第10号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、大田区教育委員会（以下「委員会」という。）の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の任用等について、別に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第7条まで（略）</p> <p>別表（第2条関係）（略）</p>

第 14 号議案

大田区立学校講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 27 日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区立学校講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
大田区立学校講師の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年教育委員会規則
第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 43 号」の次に「。以下「規則」という。」を加え、同条に次の
ただし書を加える。

ただし、規則第 10 条第 3 項の規定により、任命権者が職員の給与の減額を
免除することができる場合の基準（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 15 号）
別表第 1 の 14 の項に定めるあらかじめ特別区人事委員会の承認を得て教育委
員会が定めた事項により給与の減額の免除を承認する場合は、この限りでない。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区立学校講師の職務免除等に関する規定を整理するため、規則を改正する
必要があるため、この案を提出する。

大田区立学校講師の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年教育委員会規則第13号）新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="268 320 817 392">○大田区立学校講師の給与及び費用弁償に関する規則</p> <p data-bbox="497 409 817 488">令和元年12月24日 教育委員会規則第13号</p> <p data-bbox="180 555 545 633">第1条（現行のとおり） （給与及び費用弁償）</p> <p data-bbox="180 656 817 1160">第2条 講師の給与及び費用弁償については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年規則第43号。<u>以下「規則」という。</u>）の適用を受ける者の例による。<u>ただし、規則第10条第3項の規定により、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準（昭和53年特別区人事委員会規則第15号）別表第1の14の項に定めるあらかじめ特別区人事委員会の承認を得て教育委員会が定めた事項により給与の減額の免除を承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="276 1227 370 1261"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="180 1272 817 1350"><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="935 320 1484 392">○大田区立学校講師の給与及び費用弁償に関する規則</p> <p data-bbox="1165 409 1484 488">令和元年12月24日 教育委員会規則第13号</p> <p data-bbox="853 555 1219 633">第1条（略） （給与及び費用弁償）</p> <p data-bbox="853 656 1490 813">第2条 講師の給与及び費用弁償については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年規則第43号）の適用を受ける者の例による。</p>

第 15 号議案

第 2 期大田区教育 ICT 化推進計画の策定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 27 日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

第 2 期大田区教育 ICT 化推進計画について、下記のとおり決定する。

記

1 第 2 期大田区教育 ICT 化推進計画 別紙のとおり

(提案理由)

令和 5 年度から 9 年度までの教育の ICT 化を計画的に推進するため。

第2期 大田区 教育ICT化推進計画

令和5年度～令和9年度

子どもの学ぶ意欲を高める
子どもがもつ力を最大限に伸ばす

子どもにきめ細やかに
寄り添う

令和5年3月

大田区教育委員会

－ 目次 －

1 計画策定にあたって.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 教育ICT化の現状.....	3
4 教育ICT化の課題.....	5
5 取組の基本方針 ～教育ICT化推進に向けた4つの柱～.....	8
6 推進に向けた具体的取組.....	10
7 実現へのロードマップ.....	32
用語解説.....	35
資料.....	39

*マークの単語は、巻末に用語解説があります。

**マークの単語や文章は、巻末に資料があります。

1 計画策定にあたって

Society5.0時代が幕を明けました。高度情報社会を生きる子どもたちにとって、情報活用能力やプログラミング的思考を身に付け、情報モラル・情報セキュリティ、健康面への注意点について理解し、ICTを利活用する力は必要不可欠なものとなっています。

新型コロナウイルス感染症によって、全国的に学校が一斉に臨時休業する事態が起こり、オンライン教育をはじめとするICTを最大限に活用した教育に注目が集まるなど、現在、社会は大きな変動のときを迎え、教育も大きな変化が求められています。

教育委員会は、これまで積み重ねてきた「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」の育成を教育の普遍的な視点に据えながら、ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指しています。

このたび、令和5年度から5年間の教育ICT化推進のための羅針盤となる「第2期 大田区教育ICT化推進計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、教育委員会と各学校が一丸となり、ハード・ソフト・人材の三位一体でのICT化を進め、子どもたち一人一人にきめ細やかに寄り添い、誰一人取り残すことのない教育を一層推進します。そして、子どもたちの学ぶ意欲を高め、各自の学習の理解状況や資質・能力等に応じた個別最適化された学びを保障しつつ、子どもたちが互いに自分の考えを交流し合い、納得解や最適解等を見いだしていく協働的な学びを実現し、子どもたちのもつ力を最大限に引き出す「令和の日本型学校教育」の実現を目指します。

これらを実現するために、ICT機器やネットワーク環境等のハード面の整備、デジタルコンテンツや学習ログ等のソフト面の充実や最適化、日常的にICTを活用できる指導体制や研修体制の構築等の具体的な取組を推進してまいります。

教育のICT化推進に向けて、引き続き区民の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。子どもたちの資質・能力の育成を図るため、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を日常的・継続的に行い、一層力強く教育施策を展開してまいります。

令和5年3月27日

大田区教育委員会教育長 小黒 仁史

2 計画の位置付け

本計画は、「おおた教育ビジョン」のビジョンⅠ、プラン1で重点的に育成する力の一つ「情報活用能力」に関する取組「ICT教育の充実」を具体化するアクションプランとして位置付けております。また、学校教育の情報化の推進に関する法律**第5条に基づく「学校教育情報化推進計画」としての位置付けを合わせもちます。なお、施策の展開にあたっては「大田区立学校における働き方改革推進プラン」と整合を図るものとします。

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間です。

計画体系図 (※)おおた教育ビジョンの計画期間は令和5年度までのため、令和6年度以降は次期計画となります。



3 教育ICT化の現状

① 社会背景

我が国は、第四次産業革命*やSociety5.0*時代の到来等により、大きな変革期を迎えています。今後、ますます人工知能(AI)、ロボティクス*などの先端技術が高度化し、産業や生活に取り入れられることで、社会の在り方が劇的に変わる可能性があるとも言われています。

これらの変化は、教育や学びの在り方にも大きな変革をもたらすものです。子どもたちが、複雑かつ予測困難な未来社会で自己実現を図っていくためには、情報技術を使いこなし、あふれる情報の中から自分に必要な正しい情報を選び取り、それらを主体的に活用していく力を身に付けることが求められています。

② 国の動向

平成29年3月に告示された小学校及び中学校の学習指導要領総則には、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが示されています。これを受け、文部科学省は、平成29年12月に「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針**」を発出し、学校におけるICT環境の整備の基本的な考え方を示しました。

また、令和元年12月には、学校におけるICT環境の整備を加速させるため、「GIGAスクール構想*」を立ち上げました。構想では、子どもたち一人一人に個別最適化*され、創造性を育む教育ICT環境の実現をめざし、令和5年度までに、児童・生徒1人1台の学習用タブレット端末の配備等を目標として示しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、文部科学省は、令和2年4月10日付け「新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けたICT活用及び整備について」を発出し、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急を実現するため、GIGAスクール構想を加速化し、整備計画を令和2年度に前倒しました。

令和3年1月には、中央教育審議会*において、新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとする社会の急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育**」とし、その姿を「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としました。これを実現するためには、ICTの活用は必要不可欠であるとし、「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICT活用及びICT環境整備に関する基本的な考え方が示されました。

③ 区の動向

区は、文部科学省の「GIGAスクール構想*」等を踏まえ、学校におけるICT環境を整備してきました**。

GIGAスクール構想の公表時点において、構想で示された目標のうち、大型提示装置や通信基盤等の整備は完了していました。しかしながら、児童・生徒用タブレット端末については、令和元年度末時点で5.5人に1台の配備に留まっており、令和5年度までに1人1台の環境整備をめざすこととしました。

しかし、令和2年度、新型コロナウイルス感染症による区立学校の臨時休業や、文部科学省のGIGAスクール構想の加速化を受け、区は整備計画の見直しを行いました。緊急対応として、ICT環境が整わない中学校第三学年生徒の家庭に対し、学校で整備済みのICT機器を転用の上、タブレット端末及びモバイルルーター*を貸与しました。その後、令和3年2月に全小学校で、令和3年5月に全中学校で1人1台のタブレット端末環境の整備が完了しました。

令和4年度には、区立学校における児童・生徒の情報活用能力など学習の基盤となる資質・能力を育成することを目的に、ICTを活用した効果的な授業に係るモデル事例等を集約し、タブレット端末の教員用アカウントからアクセスできるウェブサイト「おおたICT教育センター」を開設しました。

④ 校務におけるICT化

教育現場におけるICTは、学校内外のコミュニケーションや成績処理等の校務を効率的かつ効果的に行う上で重要な要素です。そのため、区は平成23年度に校務支援システム*を導入しました。また、令和3年度に中学校へ採点支援システム*、令和4年度に校務端末からメールやCMS*が利用できる機能を導入しました。

社会環境の変化により、教員に求められる役割と期待が大きくなる中、子どもたち一人一人に寄り添い、質の高い教育活動を維持するためには、校務支援システムの機能拡張や再構築による校務の効率化に取り組み、教員の負担軽減を図る必要があります。

4 教育ICT化の課題

1人1台のタブレット端末の環境整備は完了しましたが、児童・生徒の個別最適な学びと、協働的な学びを充実させるためには、依然、様々な課題があります。

① 情報モラル教育の充実

児童・生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつとともに、自律的に行動し、犯罪被害及び犯罪加害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用するための指導は、学校教育の情報化の基盤とも言えます。このため、情報社会において適切な活動を行うための基になる考え方と態度である情報モラル*及び情報活用能力を、各教科等の指導の中で育成するとともに、子どもたちにタブレット端末の適切な扱い方や使用のルールを指導し、保護者等とも共通理解を図ることが求められています。

② 児童・生徒の多様性に応じた教育機会の充実

配慮を必要とする様々な児童・生徒に対して、ICTを活用することで、教育機会の確保や学びの困難さの軽減に向けた取組を引き続き推進するとともに、当該児童・生徒への教育機会の充実を図ることが求められています。

③ 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

ICTの活用により学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるためには、各学校におけるカリキュラム・マネジメント*を充実させつつ、全ての教員が各教科等において育成を目指す資質・能力を把握した上で、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善につなげていくことが重要です。また、ICTを積極的に活用するためには、あらゆる教員がICTを活用して指導する力を身に付けられるようにする取組も重要です。区で実施している研修や、実際の授業を想定した各学校における主体的な校内研修などが授業力の向上に大きな役割を果たすと考えられ、一層の充実が求められています。

④ 教員サポート体制の充実

ICTを特定の教科や場面のみで活用するのではなく、学習過程のあらゆる局面において、ICTの特性を最大限に生かして活用することが重要です。参考となる事例を広く周知するなど、ICTの活用イメージを具体的に共有していくことが求められています。また、内閣府と文部科学省で設置する「GIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会」では、ICT支援員の活用が進んでいる地域ほど、教員のICT活用指導力が高いといった分析もしており、教員に対するICTの専門家による技術的な助言や授業支援を充実させることも求められています。

⑤ ICT活用のための環境整備

全ての児童・生徒及び教員が、学校におけるICTを意識せず日常的に活用でき、ICTの恩恵を享受できる学校の教育環境を整備することが重要です。GIGA スクール構想*により整備したタブレット端末は、ネットワークを通じてクラウドにアクセスし、クラウド上のデータやサービスを活用することを前提としているため、教員や児童・生徒が快適にインターネットにアクセスできるよう、既存のネットワーク環境の改善を進めるとともに、ICT機器を効果的・効率的に活用できる環境整備も求められています。

⑥ 学習者用デジタル教科書の導入

現在、学習者用デジタル教科書*は、文部科学省による全国の小中学校における実証事業の成果を踏まえながら、中央教育審議会*等において、より効果的な学びを実現するため、紙の教科書とデジタル教科書との関係性、デジタル教材との連携の在り方など、その活用の在り方について検討されています。区は、学習者用デジタル教科書の本格的な導入に向けた課題や方向性等を的確に捉え、授業での効果的な活用方法を検討していくことが求められています。

⑦ ICT教育推進体制の整備

効果的にICTを活用することは教員の働き方改革にも資するものですが、GIGAスクール構想推進のためにICT教育担当の教員に負担が集中しているといった指摘もあります。ICT教育担当の教員に負担が過度に集中しないよう、組織的な対応や改善を図る必要があります。校長がリーダーシップを発揮している学校ほど、ICTの活用が進んでいるといった研究結果もあり**、区や管理職が教員を支援する体制を築き、「チーム学校」としてGIGAスクール構想を推進していくことが求められています。

⑧ デジタル化による校務の効率化

学校が抱える課題が複雑・困難化する中、教員の長時間勤務が深刻化しています。区では、教員が一人一人の子どもに向き合う時間を確保するため、校務支援システム*を導入・活用していますが、リモート環境の整備など、より一層の校務事務の効率化を図る取組が求められています。

大田区における教育のICT化 ～これまでの成果と課題 及び 今後の方向性～

令和5年3月

これまでの成果と課題 「大田区教育ICT化推進計画(令和2～4年度)」

【大田区におけるICT教育の段階】

令和3年度まで

令和4年度

令和5年度～令和9年度 「第2期大田区教育ICT化推進計画」

① アナログでできたことをデジタルで代用

☆ 紙でもできる活用にとどまる

② デジタルの特性を生かして、学習効果を増大

☆ デジタルの利用により付加価値が加わる

③ 授業デザインが変容し、新たな学びへの実践へ

☆ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る

- 写真や動画撮影機能を活用する。
- ファイルの編集及び共同編集を行う。
- 文書作成ソフト(ドキュメント、Word)、表計算ソフト(スプレッドシート、Excel)、プレゼンテーションソフト(スライド、PowerPoint)を活用する。
- インターネットで情報を検索する。
- 教師用デジタル教科書の情報を提示する。
- 板書代わりの大型提示装置を活用する。
- PDF 等で課題を配付、回収する。

- ドリルパーク等を使用し、授業内外を問わず個別学習に取り組む。
- 朝の健康観察等、日常的な簡易な課題を配付、回答する。
- オンライン配信による学びの保障を行う。
- 全員の考えを共有して、思考する。
- ファイルを共有して共同編集する。
- コメント機能で相互評価する。
- データの即時集計や可視化をする。
- 録画して技能をモニタリングする。
- Web 上の有用なコンテンツを活用する。

○ GIGA スクール構想の前倒し
 <学びの保障・新しい学びの構築・ICT 活用の加速化>
 →令和2年度2月 区立小学校全児童へ貸与
 →令和3年度5月 区立中学校全生徒へ貸与
全児童・生徒1人1台端末環境の整備完了

ICT 教育推進専門員の配置
 →学校の ICT 活用推進に向けた指導・助言

ICT 支援員の配置
 →教員の ICT 機器操作支援、研修の実施

「算数・数学ステップ学習」
 「多層指導モデル MIM」の電子版への移行



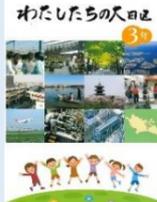
学級集団調査の電子版 (WEB-QU) への移行
 →結果の即時フィードバックが可能

学習系端末におけるログイン実績一覧表の定期的な学校への送付
 →集計月に 10 日以上ログインしたユーザー数等を指標とし、提示

ウェブサイト「おおた ICT 教育センター」の公開及び事例共有

「ICT 教育通信」「情報モラル教育通信」の定期的な発行

保護者向け情報モラル講習会 (88 校) に加えて、希望する 44 校には、児童・生徒向けの情報モラル講習会を実施



社会科副読本の電子化
 小3年: 「わたしたちの大田区」
 小4年: 「わたしたちの大田区・東京都」
 中学校: 「のびゆく大田区」

【大田区における ICT 教育の課題】

- おおた ICT 教育センターの更なる充実
- 特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対する教育機会の充実
- 学習系端末におけるログイン実績 (活用率) について、学校間の差を縮め、底上げを図ること
- 教員の ICT 研修での技術的な助言や授業支援等、教員サポート体制の充実
- 各校において管理職のリーダーシップが発揮できる ICT 教育推進体制の整備
- 情報リテラシー (著作権、肖像権等への理解を含む) や情報モラル教育の意図的・計画的な実施
- 画面を見る時間が増えたこと等による健康面への配慮

今後の方向性～「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善～

(1) 学校教育の質の向上に向けた ICT の活用

- ◎ ICT を活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善に生かすために
- 児童・生徒自身が ICT を自由な発想で活用するための環境整備、授業デザインを行う。
- 様々な配慮が必要な児童・生徒に対するきめ細やかな支援、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会を提供する。
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を実現する。



(2) ICT の活用に向けた教師の資質の向上

- 養成・研修全体を通じ、教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境を実現する。
- 一人1台端末を前提とした教育を実現しつつ、ICT 活用指導力の養成や情報リテラシーの向上、情報モラル教育の意図的・計画的な充実を目指す。

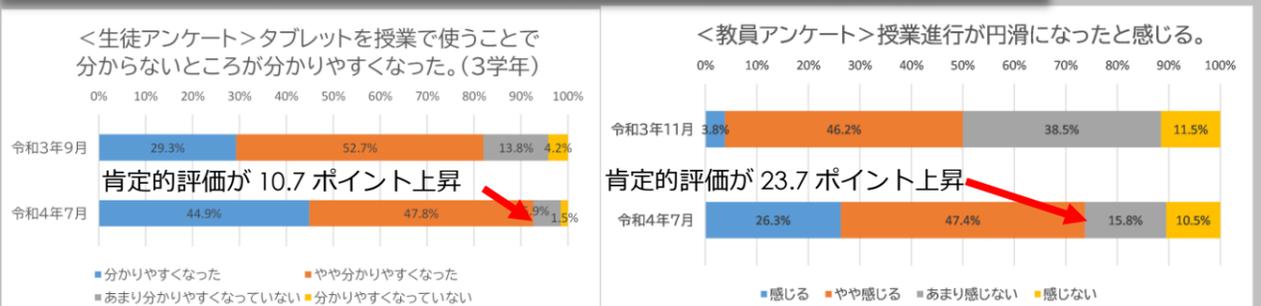
子どもの学ぶ意欲を高める 子どもがもつ力を最大限に伸ばす 子どもにきめ細やかに寄り添う

【具体的な取組内容】

- おおた ICT 教育センターの充実
- 特別な教育的支援が必要な児童・生徒への対応の充実
- 教職員の指導力の向上
- 学校サポート体制の構築 ○ タッチペンの配備
- 個人情報の保護・情報セキュリティ対策
- 目の健康等への配慮
- STEAM 教育の推進
- いじめ・自殺・不登校等への対応の充実



令和3・4年度大田区委員会教育研究推進校 南六郷中学校の研究成果(抜粋)



→ 研究の成果を今後更に、大田区全体へ広げていく必要がある。

5 取組の基本方針 ～教育ICT化推進に向けた4つの柱～

今後の学校教育の情報化の方向性へ柔軟に対応するため、国の計画(学校教育情報化推進計画)を踏まえた基本方針に再編しました。

基本方針Ⅰ ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成

情報技術が加速度的な進展をみせる社会的状況を踏まえ、児童・生徒がこれらの技術を使いこなし、必要な情報を収集、整理、活用し、感性や創造性を生かしながら新たな社会を牽引し、未来を創るための課題解決できる力を育むことが重要です。

情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度である情報モラル*及び情報活用能力を各教科等の指導の中で育成します。

ICTのもつ特性を最大限に活用し、児童・生徒の多様性に応じたきめ細やかな配慮を行っていきます。

これらの取組を通じ、学びを保障するとともに、児童・生徒がICT環境を様々な教育場面で使いこなし、自分の考えをまとめ、話し合い、課題解決する情報活用能力を育てます。

基本方針Ⅱ 教員のICTを活用した指導力の向上

ICTの活用により学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるためには、各学校におけるカリキュラム・マネジメント*を充実させつつ、全ての教員が各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善につなげていくことが重要です。

教員がICTを活用して指導する力を身に付けられるようにする研修を充実させるとともに、実際の授業を想定した実践的な校内研修の実施を推進します。

ICTを活用した指導力向上のためには、ICTに関する技術的な専門家の助言や支援が必要であることから、教員を支援する体制としてICT支援員を効果的に活用した研修体制の構築やICT教育推進専門員*による指導体制を構築します。

これらの取組を通じ、主体的・対話的で深い学びを実現するための教員のICTを活用した指導力を着実に向上させます。

基本方針Ⅲ ICTを活用するための環境の整備

全ての児童・生徒及び教員が、学校におけるICTを意識せず日常的に活用でき、ICTの恩恵を享受できる教育環境を整備することが重要です。

既存のネットワーク環境の改善を進めるとともに、学校施設の更新時にはICTを支障なく活用できる環境を整備します。

令和6年度に本格的な導入が検討されている学習者用デジタル教科書*について、授業で支障なく使用できるよう、通信量等の情報収集に努め、順次導入を進めます。併せて、導入した教育コンテンツについて、効果と利用状況を踏まえた上で適宜最適化を図ります。

基本方針Ⅳ ICT推進体制の整備と校務の改善

ICT教育を推進するためには、教育委員会・学校それぞれにおいて必要な組織と体制を整備することが重要です。また、教員に求められる役割や期待が大きくなる中、ICTを活用し、校務の改善・効率化を図ることも重要です。

学校におけるICT教育担当の教員に負担が過度に集中しないよう、管理職が責任をもって教員を支援する体制を築きます。

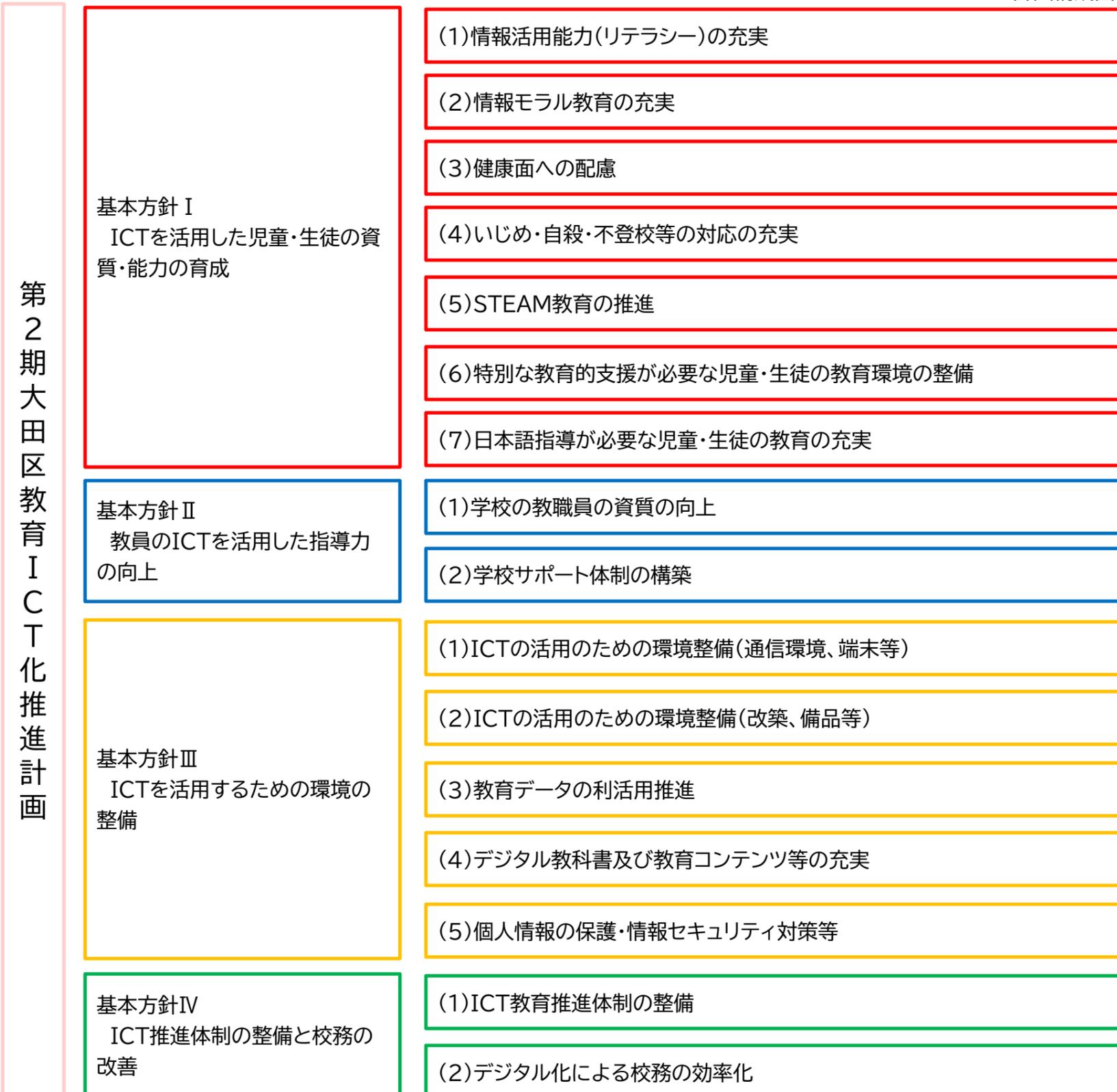
校務端末の更新の際には、校務支援システムのリモート環境を整え、子育てや介護などの事情がある教員にとっても働きやすく、ワーク・ライフ・バランスを充実させる取組も求められています。

これらの取組を通じて着実にICTの活用を推進する体制を整備し、区立全小中学校における学校の働き方改革を推進します。

6 推進に向けた具体的取組

おおた教育ビジョンの実現のため、第2期大田区教育ICT化推進計画の4つの基本方針を取組の柱とし、16の具体的取組を展開します。

<計画構成図>



<タブレット端末を活用した協働型の授業>



<遠隔交流授業>



<教員研修>

基本方針Ⅰ ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成

具体的取組1 情報活用能力(リテラシー)の充実

(1)現状

教育課程の補助資料として各学校で発達の段階に応じたICT活用スキル習得に向けた計画を作成し、児童・生徒はタブレット端末を学校の授業や家庭学習で活用しています。しかし、学校や教員間で教育コンテンツ*の利用頻度に差があります。

(2)めざすべき姿

プログラミング的思考*やICTを活用する力を含む情報活用能力は、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、教科等の枠を超えて、全ての学習の基盤として生まれ活用される資質・能力と位置付けられ、各学校のカリキュラム・マネジメント*を通して、確実に育成します。

(3)課題

学校間、教員間で情報活用能力に差が生じないように底上げを図り、児童・生徒の情報活用能力に関して影響が出ないようにすることが必要です。また、小学校から中学校まで切れ目なく系統的に情報活用能力を育成していくことが必要です。

(4)取組内容及びスケジュール

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 年度当初に自校の情報活用能力育成に関する計画を確認 ② 児童・生徒用タブレット端末で使用するタッチペンの配備 ③ 各校の情報活用能力育成に関する計画に基づいた学習活動の実施 ④ 各校のICT教育推進リーダー間における情報交換の場の構築、運用 ⑤ ICT教育推進専門員*による全教員向け情報活用能力の啓発 ⑥ 各校の情報活用能力育成に関する計画の見直し 					
	年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
スケジュール	取組 ①、③、⑥	確認、実施、見直し				
	取組 ②	配 備				
	取組 ④、⑤	情報共有				

基本方針Ⅰ ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成

具体的取組2 情報モラル教育の充実

(1)現状

教育課程の補助資料として各学校で情報モラル教育に関する年間指導計画を作成するとともに、学習eポータル*に情報モラル教育に関するコンテンツ*を導入し、指導を行っています。また、教員向けの情報モラル研修*やICT教育推進専門員*による情報モラル*に関する教員向けの通信も発行し、啓発活動を行っています。

さらに、区では「持ち帰りタブレット端末活用のルール**」において個人情報保護等に関する情報モラルについて児童・生徒、保護者に対して普及啓発しています。

(2)めざすべき姿

各校において適切な情報モラル教育に関する年間指導計画を作成・実行することで、児童・生徒が情報に対する責任ある考えや行動をしようとする態度などを身に付け、安全・安心に情報を利活用していくことができるようにします。

(3)課題

適切な情報モラル教育を実施するためには、個人情報保護や著作権法など情報モラルに関する知識を十分身に付けることが必要です。また、タブレット端末は家庭学習やオンライン授業*でも利用するため、保護者の情報モラル*に関する意識の向上も必要です。

(4)取組内容及びスケジュール

取組内容	① 年度当初に自校の情報モラル教育に関する年間指導計画を確認						
	② 各校の計画に基づいた定期的な情報モラル教育の実施						
	③ 保護者向け情報モラル講習会の実施						
	④ 教員向け情報モラル研修の実施						
	⑤ 各校の情報モラル教育に関する年間指導計画の見直し						
スケジュール	年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	
	取組 ①、②、⑤	確認、実施、見直し					
	取組 ③	実施					
	取組 ④	研修実施					

基本方針Ⅰ ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成

具体的取組3 健康面への配慮

(1)現状

文部科学省「令和3年度児童生徒の近視実態調査 調査結果報告書」によると、児童生徒の裸眼視力1.0未満の者の割合は、調査開始の昭和54年から一貫して増加傾向にあり、近年のICT機器の急速な普及の影響により、近視発症のリスク要因であるスクリーンタイムが増加していると推測されています。区では「持ち帰りタブレット端末活用のルール**」において、画面との距離や目を休めること等、健康面に配慮することを徹底しており、引き続き健康面に配慮していく必要があります。

(2)めざすべき姿

児童・生徒がタブレット端末の使用方法のきまりを守り、活用することができるようにします。また、学校のプロジェクター周辺の環境を整備し、近視の進行を抑制します。

(3)課題

タブレット端末の使用ルールに係る注意事項とともに、近視の進行を抑制するため、画面との距離、目を休ませること、使用時の姿勢等、健康面における留意すべき事項について児童・生徒へ指導するとともに、家庭でのICT機器の利用に関する注意点についても保護者へ啓発を行っていくことが必要です。

(4)取組内容及びスケジュール

取組内容	① 教室の明るさの確認・改善 ② 電子黒板使用の際の環境確認・改善 ③ タブレット端末使用の際の環境確認・改善 ④ タブレット端末活用ルール(学校・家庭)の作成【確認・改善】及び普及啓発					
	年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
スケジュール	取組 ①～④	→ 確認・改善、普及啓発				

具体的取組4 いじめ・自殺・不登校等の対応の充実

(1)現状

不登校児童・生徒については、「大田区立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いガイドライン(改訂版)」に基づき、保護者及び児童・生徒からの申し出により、自宅でICT等を活用した学習活動を行っている児童・生徒については、区の定める条件を全て満たした場合、学校長の判断により出席扱いとすることができます。また、1人1台端末を活用した学級集団調査(WEB-QU)を行い、即時に学級の状況を把握・分析することや1人1台端末を通じて教師とコミュニケーションを図ることを通じて、いじめ・自殺・不登校等の未然防止・早期把握・早期対応へつなげています。さらに、感染症や災害等の発生に伴う学校休業等の際に、授業のオンライン配信の実施等を通して学習機会を適切に確保しています。

(2)めざすべき姿

区における不登校施策のセンター的、パイロット的役割を担う不登校特例校*本校の開校を見据え、全区立学校の不登校児童・生徒に向けた授業のオンライン配信等、学びの保障に関する研究を行います。また、オンデマンド形式による多様な学びの機会の確保に向けた、配信コンテンツの作成・集積についても研究を行います。

また、いじめ・自殺・不登校等の未然防止・早期把握・早期対応及び学校休業等においても学習機会を確保できるICT環境を維持します。

(3)課題

不登校特例校本校から授業のオンライン配信を行うためには、不登校特例校の教職員の配信技能向上やオンライン配信を希望する不登校児童・生徒のニーズ把握、配信環境の充実等が必要です。また、オンライン配信の受講状況を管理するための仕組み構築や人員の確保を検討する必要があります。さらに、オンデマンド配信を行うための教育コンテンツ*についても内容の研究や配信のプラットフォームを検討する必要があります。

(4)取組内容及びスケジュール

取組内容	① タブレット端末による学級集団調査(WEB-QU)の実施及び結果分析によるいじめ・自殺・不登校等の未然防止・早期把握・早期対応 ② タブレット端末から相談できる体制の検討・構築 ③ 不登校児童・生徒に対するオンライン授業*に関する先行事例の研究 ④ 区立学校におけるオンライン配信を希望する児童・生徒の実態把握 ⑤ 不登校特例校*分教室教職員に対するオンライン授業に関する研修 ⑥ 児童・生徒の学びの履歴のオンライン化に向けた情報収集・研究 ⑦ オンデマンド教育コンテンツの研究及びデータ収集環境の検討・構築 ⑧ オンデマンド教育コンテンツの作成・配信に関する研究、学校及び不登校児童・生徒、保護者への理解啓発 ⑨ オンライン配信授業における配信環境の充実及び受講状況管理のためのシステム検討						
	スケジュール	年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	取組①	実施・対応					
	取組②	検討・構築					
	取組③～⑤	研究、実態把握、研修実施					
	取組⑥	/	情報収集・研究				
	取組⑦、⑧	/	/	研究・検討		構築検	
	取組⑨	/	/	/	検 討		

基本方針Ⅰ ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成

具体的取組5 STEAM教育の推進

(1)現状

令和7年度から小学校第5・6学年において新設する区独自教科「おおたの未来づくり」では、STEAM教育*を推進し、プログラミングによる制御やICTの活用を教科等の内容として位置付ける方向で検討しています。これらのことを踏まえて、全面実施に向け、研究実践校における、他校のモデルとなる単元や指導計画等の作成に取り組んでいます。

(2)めざすべき姿

STEAM教育等の教科等横断的な学習に取り組む独自教科「おおたの未来づくり」を実施することで、ICTの活用やプログラミングの制御に関する知識及び技能、効率性や分かりやすさ、持続可能性等の視点をもってICTを効果的に活用する力を育成するとともに、モラルや他者意識をもってICTを活用したり、他者との協働、振り返りと改善のためにICTを活用したりしようとする態度を育みます。

(3)課題

「おおたの未来づくり」は、社会で活躍する様々な人と連携して、ものづくりや地域創生に資する学習活動を通して「創造的な資質・能力」の育成を目指すことから、各学校と、地域の企業や大学、関係団体等に授業参画の相談や依頼をすることができる関係構築が必要です。

(4)取組内容及びスケジュール

取組内容	① 独自教科「おおたの未来づくり」新設に向けた研究(研究校による ICT を活用した指導実践)					
	② 授業・連携サポートプラットフォームの構築、運営					
スケジュール	③ 小学校全校で第5・6学年において教科「おおたの未来づくり」の実施					
	年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
取組①、③	研究		実施			
取組②	構築、運営	運営				

基本方針Ⅰ ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成

具体的取組6 特別な教育的支援が必要な児童・生徒の教育環境の整備

(1)現状

児童・生徒は、障がいの特性や発達の段階等に応じて、タブレット端末の学習支援ツールや教育コンテンツ*などを有効活用し学習しています。

(2)めざすべき姿

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒がタブレット端末を活用し障がいの状態等に応じて、在籍校において、学びの困難さを感じないようにします。また、特別支援学級*の全教員がタブレット端末を活用して児童・生徒が必要とする学習支援、活動支援、コミュニケーション支援をできるようにします。さらに、特異な才能をもつ児童・生徒へのタブレット端末を活用した指導については、調査等をしていきます。

(3)課題

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人が適切に学習できるよう、タブレット端末を活用した指導事例を共有する仕組みの構築が必要です。また、共有した事例を実際に授業で実施できるよう教員の研修も必要です。

(4)取組内容及びスケジュール

取組内容	① 特別支援学級におけるタブレット端末を活用した指導事例の収集・共有					
	② ICT支援員を活用した特別支援教育研修会の実施					
	③ 特別支援学級の専門性向上事業指定校におけるICT活用研修の実施					
	④ 特別支援教育研修会における専門性向上事業指定校による実践発表					
	⑤ 特異な才能をもつ児童・生徒への指導におけるタブレット端末を活用した指導事例の収集・共有					
スケジュール	年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	取組①	事例収集・共有				
	取組②～④	研修実施				
	取組⑤	事例収集・共有				

基本方針Ⅰ ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成

具体的取組7 日本語指導が必要な児童・生徒の教育の充実

(1)現状

日本語指導が必要な児童・生徒は、日本語の理解度等に応じて、タブレット端末を活用した学習をしています。

(2)めざすべき姿

写真データを有効活用する等して、日本語指導の場においても、言葉による生活や学習の困難さを軽減し、日本語の習得を円滑にするため、タブレット端末を活用した指導の充実を図ります。

(3)課題

指導者によって差を生じさせず、日本語指導を必要とする児童・生徒一人一人が適切に学習できるよう、タブレット端末を活用した指導事例を共有し、活用する仕組みの構築が必要です。

(4)取組内容及びスケジュール

取組内容	① 日本語指導が必要な児童・生徒への指導におけるタブレット端末を活用した指導事例の収集・共有					
	年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
スケジュール	取組①					

具体的取組1 学校の教職員の資質の向上

(1)現状

タブレット端末を活用した授業を実施するためにICT支援員による校内研修(他区からの転入者向けも含む)や初任者対象の研修を実施しています。また、ICTを活用した効果的な授業を行うため、事例を収集し、教員のタブレット端末から当該事例を確認できるように共有しています。

(2)めざすべき姿

大田区のICT環境下での機能を最大限に生かしながら、同時双方向的な授業を実施するためにタブレット端末を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を図ります。

(3)課題

学校間、教員間で、使用状況の差が出ないように、全ての教職員が導入したタブレット端末のコミュニケーションツール*やアプリケーション*、デジタル教科書*の活用方法について理解し、それぞれの特徴を捉えた上で場面に応じて有効に活用することが必要です。

(4)取組内容及びスケジュール

取組内容	① 「おおたICT教育センター*」の充実によるICTを活用した授業事例の創出、収集、普及 ② ICT支援員を活用した校内研修(他区からの転入者向け研修)の実施 ③ 初任者対象のICT活用研修の実施 ④ 年次研修や職層研修等におけるICT活用研修の実施 ⑤ 各教員のICT活用状況の調査(学校における自己評価) ⑥ 授業改善を目的とした校内研究の充実 ⑦ タブレット端末の活用率のデータ提供による活用状況の把握及び改善					
	年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
スケジュール	取組①	事例創出・収集・普及				
	取組②～④	研修実施				
	取組⑤	状況調査(改善)				
	取組⑥	校内研究				
	取組⑦	状況把握・改善				

具体的取組2 学校サポート体制の構築

(1)現状

教職員向けのICT機器の活用サポートは、月6回のICT支援員の訪問及びヘルプデスク、教員用タブレット端末から確認できるマニュアルサイト*があります。また、ICT支援員やヘルプデスク、学習eポータル*の運営事業者と区との間でICT機器等の活用について情報共有や意見交換を行う体制を構築することで、指導主事とICT教育推進専門員の専門性を高め、学校に対して、授業でのICT活用について、指導・助言を行っています。

(2)めざすべき姿

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を図るため、学校と教員をサポートする体制を強化します。

(3)課題

1人1台タブレット端末の配備が完了し、教員によるICT機器の操作の技能は向上しましたが、授業での活用状況に差が見られるため、引き続きICTを活用した授業改善のための支援体制を構築することが必要です。また、学校によって児童・生徒数に差があるにもかかわらず、現在、一律のICT支援員の訪問回数を、学校規模や実態に見合ったものとする必要もあります。さらに、今後予定される端末の更新や学習者用デジタル教科書*の導入状況によっては、ICT支援員の支援がなければ、教員の負担が増大するため、ICT支援員による支援の継続が必要です。

(4)取組内容及びスケジュール

取組内容	① 適切で効果的なICT支援員の訪問 ② 指導主事と教育相談専門員*のICT教育に関する助言力の向上研修(OJT) ③ 教員のICT活用に関する問い合わせ窓口の整理・明確化及び周知 ④ 指導主事・ICT教育推進専門員*・教育相談専門員による日常的な助言(問い合わせ対応) ⑤ 指導主事・ICT教育推進専門員・教育相談専門員による重点的な助言(学校訪問)					
	年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
スケジュール	取組①	検討	実施(訪問)			
	取組②	研修実施				
	取組③	整理・周知	周知			
	取組④、⑤	助言				

基本方針Ⅲ ICTを活用するための環境の整備

具体的取組1 ICTの活用のための環境整備(通信環境、端末等)

(1)現状

1人1台端末の貸与が小学校、中学校ともに完了しました。整備に伴い必要な通信環境の増強及び端末の故障や破損時の対策も整えました。また、学びを保障するオンライン学習を実施するため、コミュニケーションツール*を導入するとともにネット環境のない家庭向けにモバイルルーター*の貸し出しも行っています。

(2)めざすべき姿

学習 e ポータル*を活用した学力調査や教育コンテンツ*の拡充に対応できる通信環境とします。また、1人1台端末の環境を維持するとともに、オンライン*による学習環境も保障します。

(3)課題

学習者用デジタル教科書*や学習eポータルを活用した学力調査が導入された場合、増大する通信容量に耐えうる通信環境を整備する必要があります。また、GIGAスクール構想*で整備した1人1台端末の更改に伴う課題を整理し、適切な環境を維持していく必要があります。

(4)取組内容及びスケジュール

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 1人1台端末更改に伴う国の動向確認(補助金、BYOD*化など) ② 端末利用状況等に伴う通信環境の確認(増強の要否判断) ③ 学習者用デジタル教科書や学習eポータルを活用した学力調査環境の導入準備 ④ 学習者用デジタル教科書や学習eポータルを活用した学力調査の導入(複数年次) ⑤ 必要に応じ、通信回線・通信機器の増強 ⑥ 1人1台端末環境継続のための事業者調整 ⑦ 1人1台端末環境の更新 					
	年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
スケジュール	取組 ①、⑥、⑦	確認 → 調整・更新		維持		
	取組 ②～⑤	確認、準備	増強、導入			

基本方針Ⅲ ICTを活用するための環境の整備

具体的取組2 ICTの活用のための環境整備(改築、備品等)

(1)現状

新校舎の計画においては、ICTを活用した授業やオンライン学習の実施など新しい時代の学びに適合する学校とするため、教室の在り方や机等の什器類、電源等の環境整備を検討しています。

(2)めざすべき姿

学校を取り巻く状況の変化に対応しながら、学校施設の更新時には、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることができる学校整備を実施します。

(3)課題

学校施設の更新等には、様々な部署が関わっているため、関係所管で緊密に連携・協力する必要があります。その中で、新しい時代にふさわしい学びに関する情報を共有し、共通理解した上で学校整備を実施していくことが必要です。

(4)取組内容及びスケジュール

取組内容	① 関係者間における新しい時代の学びに関する情報共有・検討					
	② 学校施設の更新時を捉えた新しい時代の学びに適合する学校整備					
スケジュール	年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	取組①、②	情報共有・検討、整備				
	取組③、④	検討	適宜整備			

具体的取組3 教育データの利活用推進

(1)現状

1人1台端末環境が整うなど、教育の状況は大きく変わっています。令和の時代に求められる教員の授業力構成要素を明らかにするとともに、ICTを積極的に活用し、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が求められています。

また、様々な悩みを抱える児童・生徒を早期に把握し、適切な対応を速やかに行うため、学校生活調査や学級集団調査、いじめに関するアンケート等を実施するなど、多面的な情報がそれぞれにおいて存在しています。

(2)めざすべき姿

教員は、エビデンスに基づいた授業の在り方を理解し、新しい時代に求められる授業を常に追求していきます。

また、児童・生徒は、自分の強みや弱点を客観的に把握し、興味のある分野を発展的に学習し、苦手分野の克服や復習のために必要な学習をします。

さらに、学校は、児童・生徒一人一人に関する様々なデータを一目で把握し、特に指導が必要な児童・生徒を早期発見し、児童・生徒の特性や能力に応じた学習支援などを行います。

(3)課題

教育データには、児童・生徒の個人情報やプライバシーに関わる情報が含まれるものがあります。当該データを収集し分析する際は、利用目的を児童・生徒や保護者に伝え、同意を得るとともに、データが漏洩することがないように安全管理措置を講ずる必要があります。

データの収集・分析により、教員の授業力構成要素を新たに導き出し、授業力向上に係る取組を推進する必要があります。

また、データの分析結果については、児童・生徒のプライバシーの保護や個人情報の適正な取り扱いなどに配慮する必要があります。

(4)取組内容及びスケジュール

取組内容	① 児童・生徒向けの学習等に関する調査及び児童・生徒、教員向けの意識調査の結果を分析し、教員の授業力構成要素を明確化 ② 明らかにした教員の授業力構成要素を伸ばすための各種研修を企画・実施 ③ 児童・生徒に関する情報を一元化し、効率的に把握できるようにしたプラットフォームづくりに向けた調査・研究 ④ 調査・研究に基づいたプラットフォームの導入検討					
	年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
スケジュール	取組①、②	分析・明確	研修実施			
	取組③、④	調査・研究	導入検討			

基本方針Ⅲ ICTを活用するための環境の整備

具体的取組4 デジタル教科書及び教育コンテンツ等の充実

(1)現状

指導者用デジタル教科書*を各教科で活用しています。一方、学習者用デジタル教科書については、文部科学省が実証研究事業を実施しており、本区も参加していますが一部の教科のみにとどまっています。教育コンテンツ*については、全ての児童・生徒が学校と同様に自宅でも課題の受け取り、提出ができるソフトを運用し、学習活動に利用しています。

(2)めざすべき姿

情報活用能力向上に資するコンテンツ*を利用するとともに学習者用デジタル教科書による深い学びを実現し、児童・生徒の学力向上を図ります。

(3)課題

学習者用デジタル教科書については、紙の教科書との関係や、財政負担も考慮した上での制度上の位置付けなど、国の動向等を注視した上で導入を検討する必要があります。また、コンテンツについては、その効果と利用状況を踏まえた上で適宜最適化を図る必要があります。さらに、効果的な学習となるよう教員のコンテンツ等に対する理解を深める必要があります。

(4)取組内容及びスケジュール

取組内容	① 各種研修の実施(再掲:基本方針Ⅱ 具体的取組1 取組②~④)					
	② 「おおたICT教育センター*」の充実によるICTを活用した授業事例の創出、収集、普及(再掲:基本方針Ⅱ 具体的取組1 取組①)					
スケジュール	年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	取組①、②	研修実施、事例創出・収集・普及				
	取組③	把握	把握・検討			
	取組④	検討	適宜導入			

基本方針Ⅲ ICTを活用するための環境の整備

具体的取組5 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等

(1)現状

文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン*に基づき、学習系システム・校務系システムともに個人情報等の機微な情報を保護するため、必要なセキュリティ対策を施し、児童・生徒及び教職員が安心してICT機器を活用しています。

(2)めざすべき姿

教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づき、利用する場所にとられないセキュリティ対策を施し、児童・生徒及び教職員が日常的にICT機器を活用します。

(3)課題

セキュリティ対策は定期的に見直しを行うべきもので、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等の動向を踏まえ、学校における情報セキュリティを確保する必要があります。また、系統的にセキュリティを確保したとしても人的な部分で情報が漏れないようにするため、児童・生徒や教職員の個人情報保護や情報セキュリティ対策に関する意識の向上が必要です。

(4)取組内容及びスケジュール

取組内容	① 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの動向把握及びガイドラインに基づく対策					
	② 各校の計画に基づいた定期的な情報モラル教育の実施(再掲:基本方針Ⅰ 具体的取組2 取組②)					
③ 教員向け情報モラル研修*の実施(再掲:基本方針Ⅰ 具体的取組2 取組④)						
スケジュール	年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	取組①	動向把握・対策				
	取組②、③	実施、研修実施				

基本方針Ⅳ ICT推進体制の整備と校務の改善

具体的取組1 ICT教育推進体制の整備

(1)現状

校長のリーダーシップの下、各校のICT活用推進リーダーが中心となりICT教育を推進する体制を構築しています。また、指導主事やICT教育推進専門員*が指導・助言を行っています。また、学校や、学校と教育委員会との間で ICT 教育の推進について考える場を設け、全体としての推進体制も構築しています。

(2)めざすべき姿

タブレット端末の活用状況に基づいた指導・助言・意見交換を行い、効果的にICT教育を推進する体制を整備します。

(3)課題

1人1台端末の活用状況から、効果的な指導・助言等につながるデータの蓄積が必要です。また、学校によってはICT活用推進リーダーに負担が集中しているという指摘もあり、その推進力を維持するための負担軽減も必要です。

(4)取組内容及びスケジュール

取組内容	① 年次研修や職層研修等におけるICT活用研修の実施(再掲:基本方針Ⅱ 具体的取組1 取組④)					
	② ICT活用推進リーダーの校務分掌軽減策の検討					
スケジュール	③ ICT活用推進リーダー連絡協議会*・ICT活用推進検討委員会*の開催					
	年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
取組①、③	研修実施、開催					
取組②	検討(適宜改善)					

具体的取組2 デジタル化による校務の効率化

(1)現状

校務支援システム*を平成23年度に導入して以降、各自の校務端末からインターネット閲覧やメール、CMS*機能等を利用できるようにするなど、ICTを活用して毎年教職員業務を効率化し、教員の負担軽減を図っています。保護者への連絡や欠席等の連絡についてもICTを活用しています。しかし、教育相談の記録等を電子的に検索できる環境や、校務支援システムのリモート*環境の整備など、教員の負担を軽減し、授業や授業準備等に集中でき、教育の質を高められる環境を整えるための学校における働き方改革を推進する取組の強化が求められています。

(2)めざすべき姿

リモート*接続に対応する校務端末を導入することで、育児や介護と仕事との両立(ワーク・ライフ・バランスの充実)を図り、柔軟な働き方を実現します。また、教育相談等の各種対応記録の共有について他機関連携を見据えたシステム化を検討していくことで、効率的かつ効果的な校務が行えるようにします。さらに、徴収金管理のシステム化等を検討していくとともに、総合的な勤怠・サービス管理を実現する教職員用のシステムの導入により、学校の働き方改革を実現します。加えて、学習系と校務系のシステム連携を充実させることで教員の負担を軽減し、教員が児童・生徒と直接関わる時間を増やします。

(3)課題

校務端末は個人情報も多く扱っているため、校務支援システムのリモート環境を整備するためには、セキュリティを確保した仕組みや運用ルール、労務管理上の規定整備を同時に進めることが必要です。教育相談や徴収金管理、教職員勤怠管理のシステム導入には、効率的に校務を進められるよう、簡素で使いやすいものが必要です。

また、学習系と校務系のシステム連携にはセキュリティを確保した上で、国の方向性等を見極める必要があります。

(4)取組内容及びスケジュール

取組内容	① リモート*接続対応の校務端末導入に伴う柔軟な働き方の実現に向けた労務管理上の規定等の検討・整備 ② 各種研修の実施(再掲:基本方針Ⅱ 具体的取組1 取組②~④) ③ リモート*接続対応の校務端末の配備 ④ 教育相談システムの検討 ⑤ 徴収金管理効率化のためのシステム等の検討 ⑥ 大田区教職員勤怠管理システム*の構築・導入 ⑦ 学習系システムと校務系システムの連携充実に向けた調査・検討、充実					
	スケジュール	年度	令和5	令和6	令和7	令和8
取組①、③	検討整備 配備 運用					
取組②	研修実施					
取組④、⑤	検討					
取組⑥	構築・導入					
取組⑦	調査・検討、充実					

7 実現へのロードマップ

計画の成果については、おおた教育ビジョンの指標(「コンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集して自分の考えをまとめたり、発表したりすることができる」と答えた児童の割合(小学校第6学年))で確認していきます。目標を達成し、計画の実効性を高めるためには、取組の状況を定期的に検証する仕組みが必要です。学校も含めた教育委員会内の連携を密にし、取組状況を共有するとともに、検証体制を構築し、PDCA サイクル*による着実な計画の実行を図ります。

また、各具体的取組については ICT 技術の進展速度や、国や東京都が目指す教育の情報化の動向に適切に対応するため、適宜見直しや改善を図りながら目標の実現を目指します。整備した環境の中で ICT 機器の活用と併せて、ネットワークシステム*のセキュア*な環境の維持、セキュリティルール*に関する意識啓発等、児童・生徒の個人情報の保全に取り組み、日常的で継続的な ICT 機器を活用した質の高い教育を展開します。

<全体スケジュール>

具体的取組	取組内容	年度(令和)					所管
		5	6	7	8	9	
情報活用能力 (リテラシー)の 充実	① 年度当初に自校の情報活用能力育成に関する計画を確認 ③ 各校の情報活用能力育成に関する計画に基づいた学習活動の実施 ⑥ 各校の情報活用能力育成に関する計画の見直し	確認、実施、見直し					指導課 (学校)
	② 児童・生徒用タブレット端末で使用するタッチペンの配備	配 備					指導課 (指導主事・ 管理係)
	④ 各校のICT教育推進リーダー間における情報交換の場の構築、 運用 ⑤ ICT教育推進専門員による全教員向け情報活用能力の啓発	情報共有					指導課 (指導主事)
情報モラル教育 の充実	① 年度当初に自校の情報モラル教育に関する年間指導計画を確認 ② 各校の計画に基づいた定期的な情報モラル教育の実施 ⑤ 各校の情報モラル教育に関する年間指導計画の見直し	確認、実施、見直し					指導課 (学校)
	③ 保護者向け情報モラル講習会の実施	実 施					指導課 (指導主事・学校)
	④ 教員向け情報モラル研修の実施	研修実施					指導課 (指導主事)
健康面への配慮	① 教室の明るさの確認・改善 ② 電子黒板使用の際の環境確認・改善 ③ タブレット端末使用の際の環境確認・改善 ④ タブレット端末活用ルール(学校・家庭)の作成【確認・改善】及 び普及啓発	確認・改善、普及啓発					指導課 (指導主事・学校・ 学校支援担当) 学務課
	いじめ・自殺・不 登校等の対応の 充実	① タブレット端末による学級集団調査(WEB-QU)の実施及び結 果分析によるいじめ・自殺・不登校等の未然防止・早期把握・早 期対応	実施・対応				
② タブレット端末から相談できる体制の検討・構築		検討・構築					指導課 (指導主事・ 教育センター)
③ 不登校児童・生徒に対するオンライン授業に関する先行事例の 研究 ④ 区立学校におけるオンライン配信を希望する児童・生徒の実態 把握 ⑤ 不登校特例校分教室教職員に対するオンライン授業に関する 研修		研究、実態把握、研修実施					指導課 (指導主事・学校)
⑥ 児童・生徒の学びの履歴のオンライン化に向けた情報収集・研 究		情報収集・研究					指導課 (指導主事)
⑦ オンデマンド教育コンテンツの研究及びデータ収集環境の検 討・構築		研究・検討					指導課 (指導主事)
⑧ オンデマンド教育コンテンツの作成・配信に関する研究、学校及 び不登校児童・生徒、保護者への理解啓発		構築検討					指導課 (指導主事)
⑨ オンライン配信授業における配信環境の充実及び受講状況管 理のためのシステム検討		検 討					指導課 (指導主事・ 学校支援担当)
STEAM教育の 推進	① 独自教科「おたの未来づくり」新設に向けた研究(研究校による ICTを活用した指導実践) ③ 小学校全校で第5・6学年において教科「おたの未来づくり」 の実施	研究					指導課 (指導主事・学校)
	② 授業・連携サポートプラットフォームの構築、運営	構築、運営					指導課 (指導主事)
特別な教育的支 援が必要な児 童・生徒の教育 環境の整備	① 特別支援学級におけるタブレット端末を活用した指導事例の収 集・共有	事例収集・共有					指導課 (指導主事)
	② ICT支援員を活用した特別支援教育研修会の実施 ③ 特別支援学級の専門性向上事業指定校におけるICT活用研修 の実施 ④ 特別支援教育研修会における専門性向上事業指定校による実 践発表	研修実施					指導課 (指導主事・学校)
	⑤ 特異な才能をもつ児童・生徒への指導におけるタブレット端末 を活用した指導事例の収集・共有	事例収集・共有					指導課 (指導主事)
日本語指導が必 要な児童・生徒 の教育の充実	① 日本語指導が必要な児童・生徒への指導におけるタブレット端 末を活用した指導事例の収集・共有	事例収集・共有					指導課 (指導主事)
学校の教職員の 資質の向上	① 「おたICT教育センター」の充実によるICTを活用した授業事 例の創出、収集、普及	事例創出・収集・普及					指導課 (指導主事・学校)
	② ICT支援員を活用した校内研修(他区からの転入者向け研修) の実施 ③ 初任者対象のICT活用研修の実施 ④ 年次研修や職層研修におけるICT活用研修の実施	研修実施					指導課 (指導主事・学校)
	⑤ 各教員のICT活用状況の調査(学校における自己評価)	状況調査(改善)					指導課 (学校)

具体的取組	取組内容	年度(令和)					所管
		5	6	7	8	9	
学校の教職員の 資質の向上	⑥ 授業改善を目的とした校内研究の充実	校内研究					指導課 (指導主事・学校)
	⑦ タブレット端末の活用率のデータ提供による活用状況の把握及び改善	状況把握・改善					指導課 (指導主事・学校)
学校サポート体制の構築	① 適切で効果的なICT支援員の訪問	検討	実施(訪問)				指導課 (指導主事)
	② 指導主事と教育相談専門員のICT教育に関する助言力の向上研修(OJT)	研修実施					指導課 (指導主事)
	③ 教員のICT活用に関する問い合わせ窓口の整理・明確化及び周知	整理・周知	周知				指導課 (指導主事・ 学校支援担当)
	④ 指導主事・ICT教育推進専門員・教育相談専門員による日常的な助言(問い合わせ対応)	助言					指導課 (指導主事)
	⑤ 指導主事・ICT教育推進専門員・教育相談専門員による重点的な助言(学校訪問)						
ICTの活用のための環境整備 (通信環境、端末等)	① 1人1台端末更改に伴う国の動向確認(補助金、BYOD化など)	確認	調整・更新	維持			指導課 (学校支援担当)
	② 1人1台端末環境継続のための事業者調整						
	③ 1人1台端末環境の更新						
	② 端末利用状況等に伴う通信環境の確認(増強の要否判断)						
	③ 学習者用デジタル教科書や学習eポータルを活用した学力調査環境の導入準備	確認、準備	増強、導入				指導課 (学校支援担当・ 指導主事)
ICTの活用のための環境整備 (改築、備品等)	④ 学習者用デジタル教科書や学習eポータルを活用した学力調査の導入(複数年度)						
	⑤ 必要に応じ、通信回線・通信機器の増強						
	① 関係者間における新しい時代の学びに関する情報共有・検討	情報共有・検討、整備					教育総務課 (施設担当)・ 指導課
	② 学校施設の更新時を捉えた新しい時代の学びに適合する学校整備						
教育データの活用推進	③ 新JIS規格の教室機の導入検討	検討	適宜整備				学務課・ 指導課 (指導主事)
	④ 改築時等に新JIS規格の教室機の整備						
	① 児童・生徒向けの学習等に関する調査及び児童・生徒、教員向けの意識調査の結果を分析し、教員の授業力構成要素を明確化	分析等	研修実施				指導課 (指導主事)
	② 明らかにした教員の授業力構成要素を伸ばすための各種研修を企画・実施						
デジタル教科書及び教育コンテンツ等の充実	③ 児童・生徒に関する情報を一元化し、効率的に把握できるようにしたプラットフォームづくりに向けた調査・研究	調査・研究	導入検討				指導課 (指導主事・ 学校支援担当)
	④ 調査・研究に基づいたプラットフォームの導入検討						
	① 各種研修の実施(再掲:基本方針Ⅱ具体的取組1 取組②~④)	研修実施、事例創出・収集・普及					指導課 (指導主事)
	② 「おおたICT教育センター」の充実によるICTを活用した授業事例の創出、収集、普及(再掲:基本方針Ⅱ具体的取組1 取組①)						
個人情報の保護・情報セキュリティ対策等	③ 教育コンテンツの利用状況把握・最適化検討	把握	把握・検討				指導課 (指導主事)
	④ 学習者用デジタル教科書の導入検討・導入	検討	適宜導入				指導課 (指導主事・ 学校支援担当)
	① 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの動向把握及びガイドラインに基づく対策	動向把握・対策					指導課 (学校支援担当)
ICT教育推進体制の整備	② 各校の計画に基づいた定期的な情報モラル教育の実施(再掲:基本方針Ⅰ具体的取組2 取組②)	実施、研修実施					指導課 (指導主事・学校)
	③ 教員向け情報モラル研修の実施(再掲:基本方針Ⅰ具体的取組2 取組④)						
	① 年次研修や職層研修等におけるICT活用研修の実施(再掲:基本方針Ⅱ具体的取組1 取組④)	研修実施、開催					指導課 (指導主事)
デジタル化による校務の効率化	③ ICT活用推進リーダー連絡協議会・ICT活用推進検討委員会の開催	検討(適宜改善)					指導課 (学校)
	② ICT活用推進リーダーの校務分掌軽減策の検討						
	① リモート接続対応の校務端末導入に伴う柔軟な働き方の実現に向けた労務管理上の規定等の検討・整備	検討 整備	配備	運用			指導課 (学校支援担当・ 教職員係)
	③ リモート接続対応の校務端末の配備						
	② 各種研修の実施(再掲:基本方針Ⅱ具体的取組1)	研修実施					指導課 (指導主事)
	④ 教育相談システムの検討	検討					指導課 (指導主事・ 学校支援担当)・ 教育センター
	⑤ 徴収金管理効率化のためのシステム等の検討						
デジタル化による校務の効率化	⑥ 大田区教職員勤怠管理システムの構築・導入	構築・導入					指導課 (指導主事・ 学校支援担当・ 教職員係)
	⑦ 学習系システムと校務系システムの連携充実に向けた調査・検討、充実	調査・検討、充実					指導課 (学校支援担当)

用語解説

行	用語	解説内容
英 (B : S)	BYOD	BYOD(Bring Your Own Device)の略称。 個人所有端末の自由持込。学校で使用する学習者用端末として個人所有の端末を持ち込んで利用する方法。
	CMS	「コンテンツ マネジメント システム」の略称。 Webサイト等についての専門的な知識がなくてもコンテンツを作成・承認することで、Webサイトへの公開を管理することができるシステム。校務端末から利用できる。
	GIGAスクール構想	GIGAはGlobal and Innovation Gateway for ALLの略。児童・生徒1人1台端末、および高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。
	ICT活用推進検討委員会	ICTの利活用を推進し、おおた教育ビジョンの「情報活用能力」の目標値を達成するためつくられた検討委員会。委員は、小中学校の校長、副校長が各1名と、指導課内関係者から構成される。
	ICT活用推進リーダー連絡協議会	ICT活用推進リーダーとは、学校のICT活用が図られるよう、校内のコーディネート等を行う教員のこと。各小中学校で教員1名程度を指定。 ICT活用推進リーダー連絡協議会とは、各校の取組の情報共有等を行うため設置する会議体。
	ICT教育推進専門員	ICT教育及び大田区の学校教育に通じた会計年度任用職員。区立小中学校を定期的に訪問し、各校のICT教育の実態を把握した上で、改善に向けた助言を行う。
	PDCAサイクル	事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。 Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。
	Society5.0	狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会(Society)のこと。
	STEAM教育	Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Arts(人文社会・芸術・デザイン)、Mathematics(数学)等の教科横断的な学習を通して、問題を発見したり、解決したりする力を育む教育のこと。
あ	アプリケーション	「アプリケーション プログラム」の略称。コンピュータで使用者の業務に応じて作成したプログラムのこと。
	おおたICT教育センター	大田区立小中学校における児童・生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を通して、情報活用能力など学習の基盤となる資質・能力を育成することを目的として設置したウェブサイト。 ICT教育推進専門員は、教員が実践するICTを活用した効果的な授業に係るモデル事例を集約し、各学校へ共有したり、文部科学省や東京都教育委員会、まなびポケットで提供しているデジタルコンテンツの運営会社等が提供する資料や動画等のリンクを提示したりしている。 タブレット端末の教員用アカウントからアクセスできる。

行	用語	解説内容
あ	オンライン オンライン授業	インターネット等のネットワークに接続され、利用できる状態のこと。また、その状態でタブレット端末等を使用して行う授業のこと。
か	カリキュラム・マネジメント	「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組について、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育課程に基づき、組織的かつ計画的に行うことを通して、教育活動の質の向上につなげていくこと。
	学習eポータル	GIGAスクール構想で整備された1人1台端末と高速ネットワークを活かし、ソフトウェア間の相互運用性を確立してユーザーにとっての操作性を向上させるとともに、教育データをより良く活用するために構想された、日本の初等中等教育向けのデジタル学習環境のこと。
	教育コンテンツ	コンテンツとは、電子的な手段で提供する情報の中身。教育コンテンツには、児童・生徒が使用する学習ドリル等のコンテンツも含まれる。
	教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン**	文部科学省が策定した、学校を対象とした情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考となるよう、学校における情報セキュリティポリシーの考え方や内容を示したものの。
	教育相談システム	教育相談とは、子どもに関わる様々な問題や悩みについて相談に応じ、自立への支援や望ましい関わり方等について助言等を行う相談業務のこと。 教育相談システムとは、教育相談の記録や処理方針等の保管、共有化等を電子的に行うシステムのこと。
	教育相談専門員	大田区の学校教育に通じた会計年度任用職員。初任者や2・3年次教員、中堅教諭等に対し、区立小中学校を訪問し、授業改善に向けた指導・助言等を行う。
	教職員勤怠管理システム	出退勤や休暇管理、旅行命令などの庶務に関する事務の効率化を図るためのシステム。
	校務支援システム	文書管理や成績処理、児童・生徒の出席管理などの学校事務を電子的に行うシステムのこと。
	個別最適化 個別最適化された学び	児童・生徒一人ひとりの能力や適性に応じて最適化された学びのこと。
	コミュニケーションツール コンテンツ	意思疎通や情報共有等を行う際に利用される道具の総称。 電子的な手段で提供する情報の中身。
さ	採点支援システム	答案用紙をスキャナーで読み込み、電子的に採点を行うことで業務の効率化を図るシステムのこと。
	情報モラル 情報モラル研修	情報モラルとは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。 情報モラル研修とは、これらの指導に関する教員研修のこと。
	セキュア	情報やシステム、通信路などが保護されて安全な状態にあること。
	セキュリティルール	情報セキュリティを確保するために定めるICT機器の使用上のルール。
	ソフトウェア	コンピュータの処理手順を示すプログラムの総称。

行	用語	解説内容
た	第四次産業革命	18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第1次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第2次産業革命、1970年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第3次産業革命に続く、AI(人工知能)、IoT(モノのインターネット化)などを使うことによって起こる技術革新のこと。
	中央教育審議会	文部科学省に設置されている諮問機関。教育・芸術・文化に関する基本的な重要施策につき調査・審議する機関。
	デジタル教科書	紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した電磁的記録である教材のこと。また、文字や画像の拡大機能、音声再生機能、動画再生機能等の補助教材がある。
	特別支援学級	小学校、中学校において、障がいのある児童・生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。大田区では、固定学級と通級指導学級がある。固定学級は、知的障害学級、通級指導学級は、弱視、難聴、言語障害学級として設置している。
な	ネットワークシステム	ハードウェア、ソフトウェアなどを相互に通信できるようにした状態のこと。
は	ハードウェア	システムの物理的な構成要素を指す。機械、装置、設備のこと。
	不登校特例校	不登校特例校とは、在籍校への復帰が困難な不登校児童・生徒を支援するため、児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校。開校には文部科学省の指定を受ける。 不登校特例校分教室は、将来的に学校としての不登校特例校へ移行することを前提とした、分教室型の不登校特例校で、大田区では令和3年度に中学生対象の「みらい学園中等部」を開校した。
	プログラミング教育	社会が情報技術によって支えられていること、プログラムが社会の発展に大きく貢献していること等について、児童・生徒がプログラミングを体験しながら理解を深め、論理的に考える力を身に付けるための学習活動。
	プログラミング的思考	自分が意図する一連の活動を実現させるために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を組み合わせたらよいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。 東京都教職員研修センターでは、プログラミング的思考を、以下の①から⑥までの流れに整理している。 ①どのような目的で、どのような一連の活動をさせたいのか、という意図を明確にし、②その一連の活動を実現するために、どのような動きが必要なのかを考え、③一つ一つの動きをコンピュータ等が理解できる命令(記号)に置き換え、④置き換えた命令(記号)をどのように組み合わせればよいのかを考え、⑤その命令(記号)の組合せをどのように改善すれば意図した一連の活動により近付いていくのかということ、⑥論理的に考え、表現していく力。

行	用語	解説内容
ま	マニュアルサイト	保守業者による大田区学校ICTヘルプデスク。校務システムを除く、ICT全般のマニュアルが提示されている。「よくある問い合わせ」や「問い合わせ先」の一覧等もあり、ICTの使い方に困った際に、アクセスするウェブサイト。「顔認証本登録依頼」「転入生アカウント作成依頼」「パスワードリセット依頼」「アカウント削除依頼」「Chromebook回収依頼」「その他問い合わせ」等の各種申請フォームもマニュアルサイトからアクセスできる。
	モバイルルーター	パソコンやタブレット端末等を外出先でインターネットに接続するための小型の通信機器のこと。
ら	リモート	リモートとは遠隔の意。
	ロボティクス	ロボットの設計・政策・制御を行うロボット工学のこと。これからのロボットは、インターネットにつながったセンサーからデータを収集、AI(人工知能)で処理して動作する流れが一般的になると言われており、介護や医療など幅広い分野での活躍が期待されている。

資料

資料番号	資料名	資料掲載場所
1	学校教育の情報化の推進に関する法律 (文部科学省ホームページ)	
2	学校におけるICT環境の整備について(教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度) ※2年間延長 (文部科学省ホームページ)	
3	「令和の日本型学校教育」の構築を目指して~全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現~(答申) (文部科学省ホームページ)	
4	区のICT教育環境の整備実績	p.40
5	公正で質の高い教育を目指したICT活用の促進条件に関する研究:2020年度全国調査の分析(令和元-4年度プロジェクト研究「高度情報技術の進展に応じた教育革新に関する研究」中間報告書) (国立教育政策研究所ホームページ)	
6	持ち帰りタブレット端末活用のルール(小学生)	p.41
7	持ち帰りタブレット端末活用のルール(中学生)	p.44
8	「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」公表について (文部科学省ホームページ)	

※資料の二次元コードは令和5年2月時点に作成したもので、変更となっている場合があります。

資料4 区のICT教育環境の整備実績

年度	整備内容	
	教務系	校務系
平成23年度		区立全小中学校で校務支援システム(共有フォルダ機能、グループウェア機能)を稼働
平成24年度		モデル校(小学校9校、中学校28校)で校務支援システム(成績機能)を稼働
平成25年度		区立全小中学校で校務支援システム(成績機能)を稼働 文書連絡機能、保健機能を稼働
平成27年度	ICT活用推進モデル校(北糀谷小学校、蒲田中学校)へICT機器(教員用及び児童・生徒用タブレット端末、電子黒板、書画カメラ等)を配備	
平成29年度	区立全小中学校へICT機器(教員用及び児童・生徒用タブレット端末、電子黒板、書画カメラ等)を配備	
令和元年度	区立全小学校(館山さざなみ学校を除く)へタブレット端末を追加配備	出退勤機能を稼働
令和2年度	臨時休業等に備え、貸出用モバイルルーターの配備及びタブレット端末の設定変更 区立全小学校で1人1台のタブレット端末の配備完了	
令和3年度	区立全中学校で1人1台のタブレット端末の配備完了	区立全中学校で採点支援システムを導入
令和4年度	区立全小中学校でネットワーク機器を更新(無線LANアクセスポイントの性能を向上させ入替)、通信回線を更新(通信を安定させるため、通信回線の機能を向上させ入替)	全区立小中学校の校務端末へメールやCMS機能を導入

資料6 持ち帰りタブレット端末活用のルール(小学生)

おおたく も かえ たぶれつ とがつよう るーる 大田区「持ち帰りタブレット活用のルール」

おおたく じょういく 委員会
大田区教育委員会

学習内容をよく理解し、豊かな学びを実現させていくためには、一人一台のタブレットを上手に活用することが大切です。

このタブレットを上手に使うことで、どのような場合でも学習を止めずに学び続けること、一人一人に合わせて学びを深めることができるようになります。

タブレットは、皆さんの学習に役立てるための道具です。鉛筆や消しゴム、ノートや定規のように、皆さんにとって「文房具」のように使いこなせるようになってほしいと考えています。

大変便利な道具ですが、心配されることもあります。

そのために、この「持ち帰りタブレット活用のルール」を定めました。

皆さんでこのルールを守り、
タブレットを活用していきま
しょう。



学校で貸し出すタブレットは学習活動のために使ってください。

タブレットで何ができるかを学ぶことも立派な学習です。

自分の道具として使いこなすことができるよう、積極的に使ってください。

その際、わからないことや不安なことが

あったら、家の人や先生にすぐ相談するようにしましょう。



タブレットを使うときの注意点

- ◆ 自分の家で使しましょう。
(学習目的で図書館や博物館等で使いたいときは、家の人の許可を得てからにしましょう。)
- ◆ 登下校中はタブレットをかばんから出さないようにしましょう。
- ◆ タブレットを使用する前後は手を洗うようにしましょう。
- ◆ なくしたり、盗まれたり、落として壊したり、水に濡らしたりすることがないように十分気を付けましょう。
- ◆ タブレットを持っているときは走らないようにしましょう。
- ◆ タブレットは直接地面に置かないようにしましょう。
- ◆ タブレットは強い力がかかると壊れてしまいます。大切に使いましょう。
- ◆ じめじめしたところや、温度が高くなる場所に置かないようにしましょう。
- ◆ 画面はタッチパネルとなっています。
鉛筆やボールペンでふれないようにしましょう。
- ◆ 故障の原因となりますので、磁石等を近づけないようにしましょう。
- ◆ 家庭では、家の人が見えるところに置きましょう。



健康のために

- ◆ タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近付きすぎないように気を付けましょう。
- ◆ 30分に一度は遠くの景色を見るなど、目を休ませるようにしましょう。
- ◆ タブレットを使うことができる時間は、家の人とよく話し合って決めましょう。
- ◆ 寝る30分前にはタブレットの使用をやめるようにしましょう。



安全のために

- ◆ 安全な利用のため、いつ、だれが、どのサイトを見たかについて記録をとっています。
- ◆ インターネット上で見られるサイトには制限がかけられていますが、もし不安を感じるサイトや、「変だな」と感じるサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、家の人や先生などの大人に知らせましょう。



個人情報など

- ◆ タブレットは機器番号で管理されています。他の人に貸したり、使わせたりすることはやめましょう。
- ◆ 自分や、他の人の個人情報（名前や住所、電話番号、メールアドレス等）は、インターネット上に書き込んではいけません。
- ◆ 相手を傷付けたり、怖い思いをさせたり、いやな気持ちにさせたりするようなことは絶対に書き込んではいけません。
- ◆ ログイン等のためのアカウント・IDは児童・生徒に配布されています。他の人に分からないように、各家庭で保管してください。



写真・動画の撮影

- ◆ カメラ機能を使って写真や動画を撮影するときは、勝手に撮らず、撮影する相手の許可をとるようにしましょう。



データの保存

- ◆ タブレットで作ったデータや、インターネットから取り込んだデータ（写真や動画等）は、学習活動に必要なものだけ保存しましょう。



不具合や故障

- ◆ 家庭でこわれたり、なくしたりした時は学校に相談しましょう。（土日・祝日除く）
- ◆ 学習のために使っていて壊れた場合は学校で対応します。その際、保護者の負担はありません。



設定の変更

- ◆ 修理・調整の際に困る可能性がありますので、勝手に設定を変更してはいけません。



《使用の制限》

大田区「タブレット活用のルール」が守られていない場合は、タブレットを使うことができなくなります。

そのようなことがないように、よく読んで、正しく使ってください。

大田区立中学校 「持ち帰りタブレット端末活用のルール」

大田区教育委員会

学習内容をよく理解し、豊かな学びを実現させていくためには、一人1台のタブレット端末を上手に活用することが大切です。

このタブレット端末を上手に使うことで、どのような場合でも学習を止めずに学び続けること、一人一人に合わせて学びを深めることができるようになります。

タブレット端末は、皆さんの学習に役立てるための道具です。鉛筆や消しゴム、ノートや定規のように、皆さんにとって「文房具」のように使いこなせるようになってほしいと考えています。

大変便利な道具ですが、心配されることもあります。そのために、この「持ち帰りタブレット端末活用のルール」を定めました。

皆さんでこのルールを守り、タブレット端末を活用してください。



学校で貸し出すタブレット端末は学習活動のために使ってください。タブレット端末で何ができるかを学ぶことも立派な学習です。自分の道具として使いこなすことができるよう、積極的に使ってください。その際、わからないことや不安なことがあったら、家の人や先生にすぐ相談してください。

タブレット端末を使うときの注意点

- ◆ 持ち帰ったときは、自分の家の中で使います。
(学習目的で図書館や博物館等で使いたいときは、家の方の許可を得てからにします。)
- ◆ 登下校中はタブレット端末をかばんから出してはいけません。
- ◆ タブレット端末を使用する前後は手を洗います。
- ◆ なくしたり、盗まれたり、落として壊したり、水に濡らしたりすることがないように十分気を付けます。
- ◆ タブレット端末を持っているときは走りません。
- ◆ タブレット端末は直接地面に置きません。
- ◆ タブレット端末は強い力がかかると壊れてしまいます。大切に使ってください。
- ◆ じめじめしたところや、温度が高くなるところには置きません。
- ◆ 画面はタッチパネルとなっています。鉛筆やボールペンなどの先がとがった固いもので画面にふれないようにします。
- ◆ 故障の原因となりますので、磁石等を近付けてはいけません。
- ◆ 自宅で使った後は、家の人から見える場所に片付けます。



健康のために

- ◆ タブレット端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近付きすぎないように気を付けます。
- ◆ 30分に一度は遠くの景色を見るなど、目を休ませるようにします。
- ◆ タブレット端末を使うことができる時間は、家の人とよく話し合って決めます。
- ◆ 寝る30分前にはタブレット端末の使用をやめます。



安全のために



- ◆ 安全な利用のため、いつ、だれが、どのサイトを見たかについて記録をとっています。
- ◆ インターネット上で見られるサイトには制限がかけられていますが、もし不安を感じるサイトや、「変だな」と感じるサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、家の人や先生などの大人に知らせます。



個人情報など



- ◆ タブレット端末は機器番号で管理されています。他の人に貸したり、使わせたりしてはいけません。
- ◆ 自分や、他の人の個人情報（名前や住所、電話番号、メールアドレス等）は、インターネット上に書き込んではいけません。
- ◆ 相手を傷付けたり、怖い思いをさせたり、いやな気持ちにさせたりするようなことは絶対に書き込んではいけません。
- ◆ ログイン等のためのアカウント・IDは児童・生徒に配布されています。他の人に分からないように、各家庭で保管してください。

写真・動画の撮影



- ◆ カメラ機能を使って写真や動画を撮影するときは、勝手に撮ってはいけません。（撮影には相手の許可が必要です。）

データの保存



- ◆ タブレット端末で作ったデータや、インターネットから取り込んだデータ（写真や動画等）は、学習活動に必要なものだけ保存します。

設定の変更



- ◆ 修理・調整の際に困る可能性がありますので、勝手に設定を変更してはいけません。

不具合や故障



- ◆ 家庭でこわれたり、なくしたりした時は学校に電話します。（土日・祝日除く）
- ◆ 学習のために使っていて壊れた場合は学校で対応します。その際、保護者の負担はありません。

《使用の制限》

大田区「タブレット端末活用のルール」が守られない場合は、タブレット端末を使うことができなくなります。そのようなことがないように、よく読んで、正しく使ってください。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

4 質の高い教育を
みんなに

